

第3次松川町地域福祉活動計画

人の和を活かし 共に支えあう

地域福祉のまち

平成28年度～平成31年度

平成28年3月

社会福祉法人 松川町社会福祉協議会

目次

松川町社会福祉協議会の性格と活動基本方針.....	1
1. 社会福祉協議会とは.....	2
2. 財 源.....	2
3. 組 織.....	2
4. 各部署の役割.....	3
5. 活動基本方針.....	4
序 論.....	5
1. 地域社会の変化と地域福祉の課題.....	6
2. 計画の位置づけ.....	8
3. 計画期間.....	9
4. 計画の基本理念.....	9
5. 計画の体系.....	10
活動計画.....	13
1. 住民相談等への対応.....	14
2. 地域福祉活動の推進・支援.....	18
3. 高齢者・障がい者・介護者等への支援.....	28
4. 車による移動手段の少ない方への支援.....	36
5. 福祉教育の推進.....	38
6. 防災と災害復旧・復興支援.....	42
7. 介護保険法による介護保険事業の運営.....	44
8. 障害者総合支援法による障がい福祉サービスの運営.....	50
9. 松川荘利用者へのサービス向上.....	52
10. 地域福祉情報の受発信.....	56
11. 社協組織の基盤強化.....	60
12. 社協施設にふさわしい施設環境とことばの環境.....	66
資 料 編.....	69
基礎データ.....	70
策定体制.....	72
策定経過.....	74
用語解説.....	75

松川町社会福祉協議会の 性格と活動基本方針

1. 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉事業法(昭和26年制定)を改正した社会福祉法(平成12年6月施行)に基づき、『社会福祉に関する事業・活動により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体』と明文化された社会福祉法人です。本法人は、役場の一部ではなく民間団体で、通常「社協」と呼ばれています。

社会福祉協議会の仕事は、高齢者や障がいをもった方、さまざまな生活上の問題を抱えた方が、住み慣れた地域や家で普通に暮らしていくことを支援する福祉サービスを提供すると共に、地域の人々の結びつきを深め、助け合いや交流活動を盛んにし、子どもからお年寄りまで誰もが安心して暮らすことのできる地域を住民のみなさんと一緒につくっていくことです。

2. 財源

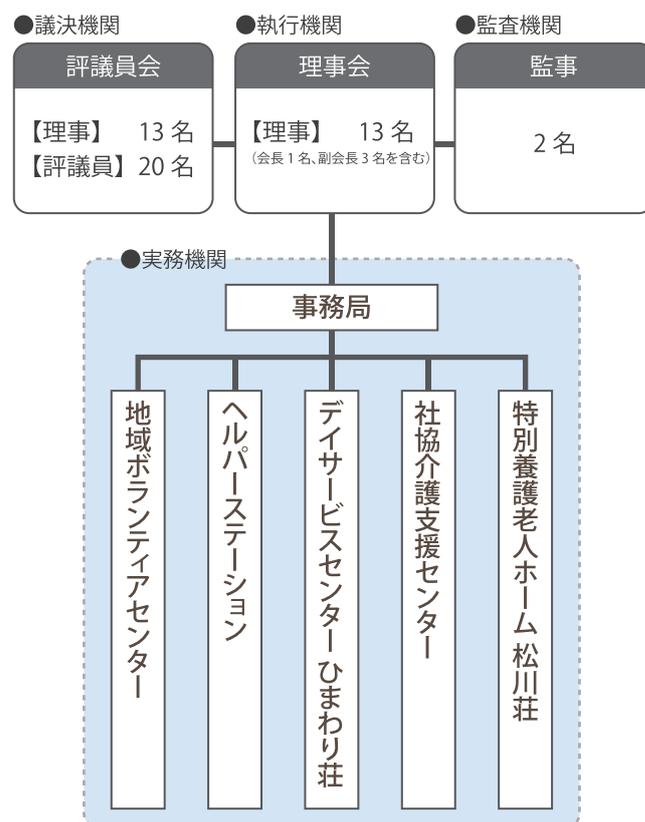
社会福祉協議会は「民間」といっても活動の公共性の高さから、国・県・町からの補助金や委託金により、また住民のみなさんや企業からの会費や共同募金も大切なお金として活用させていただきながら、さまざまな事業を展開しています。

また松川町社会福祉協議会では介護保険事業を行っており、この部門では、一般企業同様、サービス利用料により事業を運営しています。

3. 組織

松川町社会福祉協議会の組織母体である理事会及び評議員会は、町内のさまざまな機関や団体(行政、議会、民生児童委員、福祉関係団体、ボランティア団体等)の代表者により構成され、また実務機関として、事務局のもとに5つの部署が組織され、業務にあたっています。

図：組織図



4. 各部署の役割

事務局

松川町社会福祉協議会の法人運営全体の管理、庶務経理全般、各種相談事業、福祉団体支援、共同募金活動等を行っています。

地域ボランティアセンター

地域福祉の向上を目指し、住民の皆さんをはじめ、地域で福祉活動を行う組織・団体や社会福祉施設、行政等と協働で様々な福祉事業を運営しています。

また松川町のボランティア活動の拠点として、ボランティア活動の推進・支援、ボランティアとボランティアを必要とする人とを結ぶコーディネートを行っています。

ヘルパーステーション

介護保険の認定を受けた方、また障がいをお持ちの方や、一人暮らし等で生活支援を必要としている方の自宅をヘルパーが訪問し、オムツ交換や入浴介助等の身体介護や、掃除、洗濯等の家事援助を行っています。

デイサービスセンター ひまわり荘

介護保険の認定を受けた方を対象とした送迎、食事、入浴等を含む日帰りサービスを運営しています。

また介護保険の認定を受けた方を除く、おおむね65歳以上の方を対象とした日帰りサービス（出張デイサービス）や、特定高齢者を対象とした日帰りサービス（水曜くらぶ）を運営しています。

社協介護支援センター

介護支援専門員（ケアマネジャー）が、介護保険の認定を受けた方が介護サービスを利用する際に必要となる居宅サービス計画書（ケアプラン）を作成しています。

またサービス計画に基づいてサービス提供者等との連絡調整や、行政手続きの代行を行っています。

特別養護老人ホーム 松川荘

寝たきりや認知症で常時介護を必要とする状態にあり、家庭では十分な介護が受けられない方に対し、必要な介護サービスを提供する入所施設です。家庭で介護することが一時的に困難になった時、施設を短期間利用していただく短期入所生活介護（ショートステイ）も運営しています。

5. 活動基本方針

松川町社会福祉協議会では、すべての人が安心して暮らせる地域の実現を図るため、地域福祉推進の中核的組織として以下の方針を掲げ、関係機関・団体及び地域住民との協働により各種福祉事業の推進に積極的に取り組みます。

① 地域ぐるみの支え合いづくり

地域の人々の結びつきを深め、身近な助け合いや交流活動を盛んにし、地域ぐるみの支え合いづくりに努めます。

② 地域住民の立場に立った質の高い支援サービスの提供

地域福祉の専門機関として、地域住民の立場に立った質の高い支援サービスの提供に努めます。

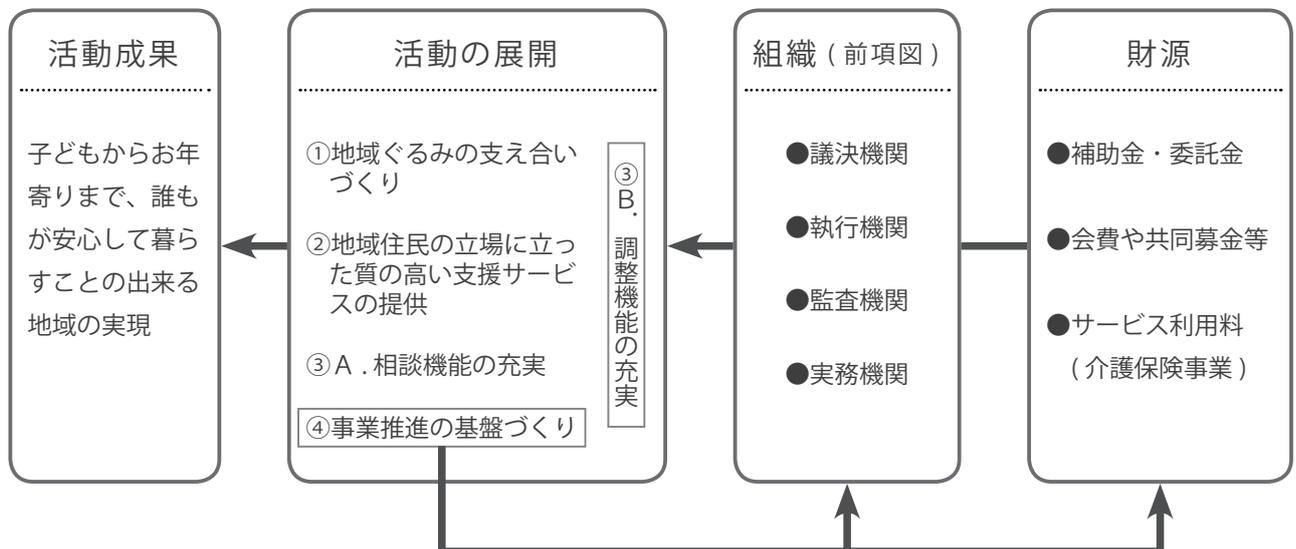
③ 相談・調整機能の充実

身近な総合相談窓口としての機能を充実するほか、早期問題解決に向けた関係機関との調整に努めます。

④ 事業推進の基盤づくり

効果的・効率的組織運営のための財源確保や運営改善に努めます。

図：社会福祉協議会の活動システム図



序 論

1. 地域社会の変化と地域福祉の課題
2. 計画の位置づけ
3. 計画期間
4. 計画の基本理念
5. 計画の体系

活動計画

策定資料

1. 地域社会の変化と地域福祉の課題

下表に示す通り、地域社会は時代々々の波の中で変貌し、地域福祉に関する動静や課題も、それに呼応する変化をみせながら現在に至っています。

表：地域社会の変貌と地域福祉に係る課題の変遷

年代	地域社会の特質	地域福祉に係る動静・課題
1960 ～ 1970 年代	<ul style="list-style-type: none"> ●工業化の進行で経済力発展→過疎・過密化の発現 ●過疎地域…伝統的村落共同体の力は弱体化 ●都市部…住民相互の連帯感の喪失 	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉六法体制が確立し、措置制度（施設福祉）による福祉サービス確立 ●都市化や過疎化等の社会変動による地域崩壊に対し、コミュニティ再編も視野に入れた地域福祉論、コミュニティ・ケア論が起る
1980 ～ 1990 年代	<ul style="list-style-type: none"> ●少子高齢化が短期間に進行 ●バブル崩壊後の地域の疲弊、地域コミュニティの衰退の一方で、1995年の阪神淡路大震災を契機に、地域のつながりや地域社会の見直しがなされる 	<ul style="list-style-type: none"> ●家族や近隣の扶助機能低下を含む高齢化への対応の議論活性化 ●高齢者や障がい者の自立支援やノーマライゼーション標榜の動きが進行 ●1997年の介護保険法制定など社会福祉制度は抜本の見直しが進み、措置制度から利用契約制度へと転換 ●阪神淡路大震災契機にボランティア活動の重要性への一般認識が高まる
2000 年代	<ul style="list-style-type: none"> ●少子化、核家族化、暮らしの都市化等で地域の繋がり希薄化 ●ひきこもり、虐待、経済状況による生活不安、子育て環境の不備等の問題や、高齢者の自立対応などの多様な福祉課題が地域には存在 	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉事業法から社会福祉法への移行で、福祉施策が行政主導から地域協働を重視する方向へ変化 ●介護保険制度改正で介護予防重視 ●社会福祉全体のなかで、地域福祉の必要性が高まる ●民生児童委員を中心に住民、ボランティア、NPO、福祉施設、社協等の連携による取り組みが広がる

今日の社会福祉全体のなかで、その必要性が高まっている地域福祉の課題として、つぎのような取り組みが必要とされています。

(1) 暮らしの中の身近な問題の解決に取り組むこと

地域福祉の推進とは、端的に言うと、私たちが毎日を安心して暮らすために、例えば、「近所に、ひとり暮らしのお年寄りがいるけれど外出もしないので心配だ」、「子育ての不安を聞いてほしい、相談したい」などの身近な課題や問題に対し、住民がみんなで考え自分にできる活動をしていくことです。

少し前までの地域には、ちょっとした頼みごとや困りごとの相談が、気軽にできる人のつながりや、集いの場がありましたが、そうした相互扶助機能は段々に薄れてきています。

この様な状況のもと、暮らしの上で生じる様々な相談ごとを受け止め、解決へとつないでいける仕組みや取り組み（地域福祉の取り組み）が、家庭という生活単位を取り巻く地域の中に必要となっています。

(2) 自助・共助・公助一体の協働の取り組みをすること

これまで、「福祉は行政がするもの」というイメージがありましたが、これを変えていかないと「地域福祉」は広がっていきません。

地域福祉の推進には、自らの生活を自らの責任で営む（自助）を基本とし、行政等による公的サービス（公助）と、地域において住民が共に支え助けあう活動（共助）が一体となった取り組み（協働）が必要となります。地域住民や行政、民間の福祉サービス事業者等がお互いに得意なことを活かして役割を分担し、協力しあうことが、地域福祉には欠かせません。

(3) 社協は住民の視点に立ったサービスを安定した経営で提供すること

近年、地域福祉に求められる内容が多様化する一方で、行政からの補助金や介護保険事業費の見直しにより、社会福祉協議会の運営は厳しくなる傾向にあります。

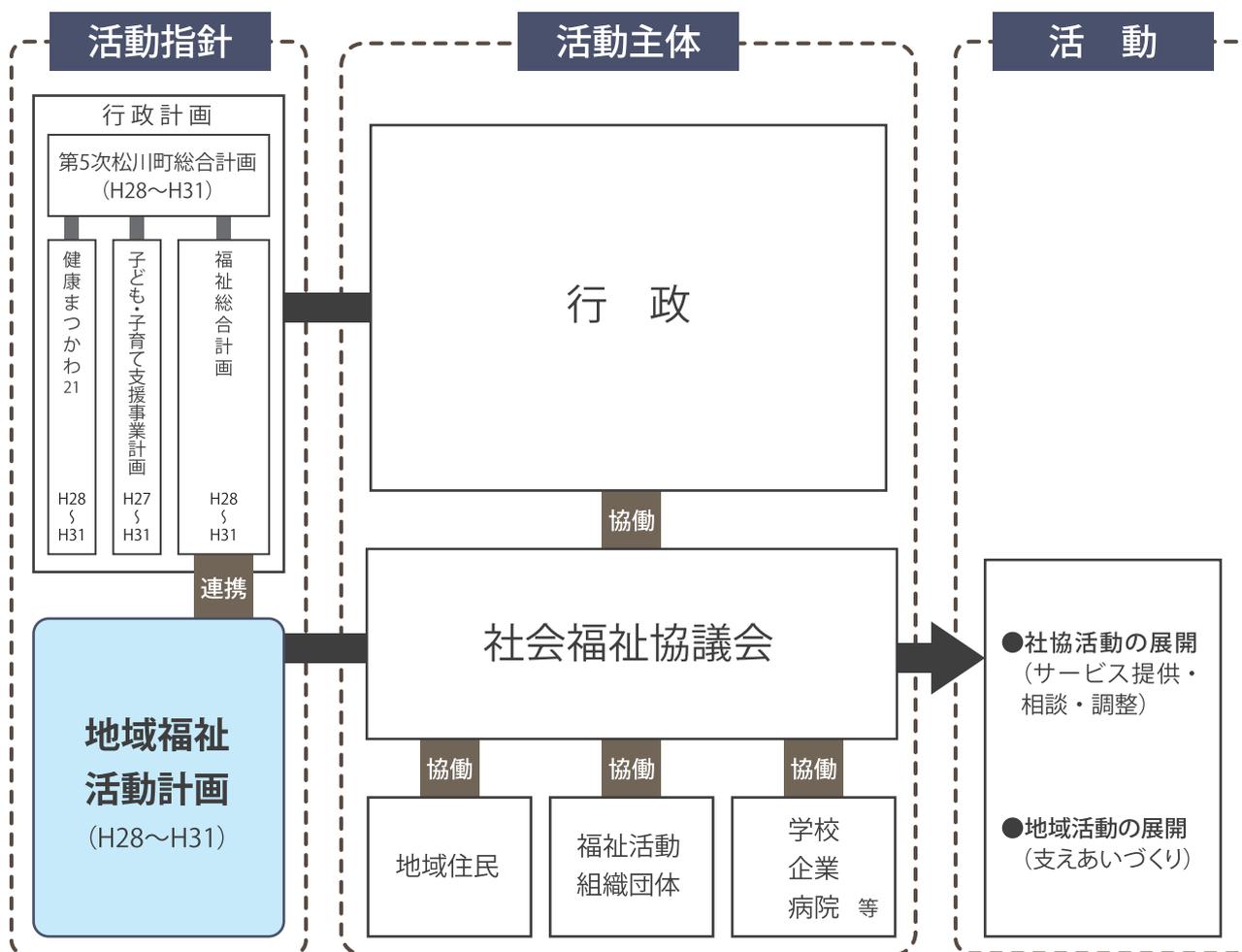
このため、サービスの維持・向上を図りながら安定的財源確保と経営改善を行うことが必要です。社会福祉協議会は、地域住民の視点に立ったサービスと安定した経営基盤の実現をめざし、経営改善において効果的・効率的運営のための事業の再点検と評価に努めることが求められています。

2. 計画の位置づけ

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が、地域の方々をはじめ地域で福祉活動を行う組織・団体や社会福祉施設などの幅広い参加により、地域福祉課題に対し協力して取り組むべき内容を総合的にまとめた計画で、今後の松川町の地域福祉活動及び松川町社会福祉協議会活動の指針となるものです。

計画の実施に当たっては、行政計画（第5次松川町総合計画、松川町福祉総合計画）との連携性を保ちながら、福祉活動を担う組織・団体、学校や企業（事業者等）、病院、行政など関係主体と協働で進めていきます。

図：計画の位置づけ



3. 計画期間

この計画は平成28年度から平成31年度までの4か年を計画期間とし、4年後の平成31年度には、第6次松川町総合計画策定に合わせて、新規計画の策定をします。

ただし、期間の途中であっても社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて必要な見直しを行うものとします。

図：計画期間

									(年度)
H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	
計画策定	第3次 地域福祉活動計画の計画期間								
				計画策定	次期計画期間				

4. 計画の基本理念

松川町総合計画の目標は、『いっしょに育てよう 一人ひとりが輝く 笑顔あふれるまち まつかわ』であり、住民一人ひとりの想いや人のつながりを大切に、住みよいまちをつくることを目指しています。この考え方は、地域福祉活動計画と密接な福祉総合計画（行政計画）にも引き継がれています。

地域福祉は、住民、社協、事業者、行政などが協働して進める必要があります。良質な福祉サービスの提供とそれらを容易に利用できる体制、住民による見守り・助け合いがあって初めて誰もが安心な暮らしを営めます。

松川町地域福祉活動計画では、次の基本理念を掲げその実現に努めます。

人の和を活かし 共に支えあう 地域福祉のまち

5. 計画の体系

12の活動部門から成る計画の体系を以下に示します。

1. 住民相談等への対応

- ① 暮らしの相談・結婚相談の充実
- ② 各種資金の貸付・金銭管理
- ③ 自立相談支援事業

2. 地域福祉活動の推進・支援

- ① ふれあい・いきいきサロンの推進・支援
- ② ボランティアコーディネートの充実
- ③ 生活支援コーディネートの充実
- ④ 地域ボランティアセンターの活用
- ⑤ 福祉推進委員の充実・活動の周知
- ⑥ 地域福祉への理解を広げる学習会等の開催・情報発信
- ⑦ バリアフリーのチェック・改善
- ⑧ 地域交流活動の促進
- ⑨ 福祉関係団体等への活動支援
- ⑩ 活動推進方法の研究

3. 高齢者・障がい者・介護者等への支援

- ① 支援を必要とする人の把握と適切な対応
- ② 一人暮らし高齢者等への支援
- ③ 介護者への支援
- ④ 介護が必要な高齢者・身体障がい者の外出や交流の支援
- ⑤ 福祉用具の貸与・紹介

4. 車による移動手段の少ない方への支援

- ① 福祉輸送サービス（自家用有償旅客運送）
- ② 商店街等との協力によるサービスの充実

5. 福祉教育の推進

- ① 福祉推進校の指定・支援
- ② 小・中・高校の福祉学習等への支援
- ③ 保育園・子育て支援センターとの連携
- ④ こども福祉教室“あいむ”の活動支援

6. 防災と災害復旧・復興支援

- ① 大規模災害に備えた講座の開催
- ② 災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練
- ③ 被災地支援
- ④ 職員研修

7. 介護保険法による介護保険事業の運営

- | | |
|-------------|----------------------------|
| ①居宅介護支援事業 | ⑦セーフティネットの役割と新たなサービス・ニーズ研究 |
| ②訪問介護事業 | ⑧特養松川荘のあり方 |
| ③通所介護事業 | ⑨サービスの評価 |
| ④短期入所生活介護事業 | ⑩地域の介護保険事業所等との連携 |
| ⑤介護事故の防止 | ⑪制度の充実への取り組み |
| ⑥サービスの予約 | |

8. 障害者総合支援法による障がい福祉サービスの運営

- | | |
|---------|----------------------------|
| ①居宅介護 | ③障がい福祉関連サービスの学習と訪問家庭への情報提供 |
| ②重度訪問介護 | |

9. 松川荘利用者へのサービス向上

- | | |
|-------------------|------------------------|
| ①重度化に伴う体制構築への取り組み | ⑥個々の適正な栄養管理 |
| ②生活単位を小さくしたグループケア | ⑦身体機能の現状維持と機能訓練の充実 |
| ③終末への取り組み | ⑧家族との連携を深める取り組み |
| ④感染症予防の取り組み | ⑨利用者と家族のつながりを大切にする取り組み |
| ⑤地域に開かれた施設への取り組み | |

10. 地域福祉情報の受発信

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ①社協だより・ボランティアだよりの発行 | ④ボランティア情報の収集・参加促進 |
| ②ボランティアコーナー（掲示板）の設置 | ⑤イベントを通じた情報の受発信 |
| ③チャンネル・ユー、インターネットの活用 | ⑥様々な福祉・社協情報の周知 |

11. 社協組織の基盤強化

- | | |
|---------------|---------------|
| ①業務体制の合理化・効率化 | ⑤行政や事業者との連携強化 |
| ②財源の確保・用途の明確化 | ⑥地域福祉活動計画の推進 |
| ③役職員の資質向上 | ⑦苦情解決への取り組み |
| ④働きやすい労働環境の整備 | ⑧交通事故の防止 |

12. 社協施設にふさわしい施設環境とことばの環境

- ①施設環境
- ②社協施設で使用する言葉の表記

活動計画

1. 住民相談等への対応
2. 地域福祉活動の推進・支援
3. 高齢者・障がい者・介護者等への支援
4. 車による移動手段の少ない方への支援
5. 福祉教育の推進
6. 防災と災害復旧・復興支援
7. 介護保険法による介護保険事業の運営
8. 障害者総合支援法による障がい福祉サービスの運営
9. 松川荘利用者へのサービス向上
10. 地域福祉情報の受発信
11. 社協組織の基盤強化
12. 社協施設にふさわしい施設環境とことばの環境

計画内の担当欄の、事、地、へ、デ、介、松の記号は、社協内の担当部署を表しています。

事：事務局

へ：ヘルパーステーション

介：社協介護支援センター

地：地域ボランティアセンター

デ：デイサービスセンターひまわり荘

松：特別養護老人ホーム松川荘

また、協働の取組欄の▼の記号は、地域住民や関係機関との協働により進める施策を表しています。

1. 住民相談等への対応

本活動事業では、身近で総合的な相談の場の提供と、生活の自立や暮らしの維持に向けた小回りのきく経済的支援に取り組みます。実施に当たっては制度に基づく適切な運営と、受益者にとって足の運びやすいサービスとすることが大事になります。

そのため、本活動事業は、つぎの3つの基本事業を備えています。

①くらしの相談・結婚相談の充実

施策体系・基本事業と関連する現況と課題			
現況(共通)	現況(個別)	課題(共通)	課題(個別)
<p>■住民の生活・福祉に関する悩みごとの相談や結婚相談に関しては、毎月1回相談所を開設し対応している他、電話でも随時受付対応しています。</p>		<p>◆相談者の状況や相談内容が複雑化しているため、職員や相談員のスキルアップと、関係機関とのさらなる連携が必要です。</p> <p>◆相談窓口が住民に周知されていません。</p>	
			◆結婚に対する若者の意識が低下してきています。
			◆相談員の業務負担が大きくなってきています。
			◆生活就労支援センター「まいさぼ飯田」との連携が必要です。
			◆相談等によって得た情報の取り扱いに注意が必要です。
	<p>■インターネットの普及に伴い、メールによる相談を好む人たちが増加しています。</p> <p>■インターネットでの相談受付等は行っていません。</p>		<p>◆インターネット利用が生活の一部となった現在、相談事業についてもインターネット対応は外せない課題となっています。</p> <p>◆相談窓口の周知方法に課題があります。</p>

②各種資金の貸付・金銭管理

③自立相談支援事業

これらの基本事業のもとに、具体の計画として12（計画 No.1 ～ 12）の事業内容を、以下のフレームのとおり定めています。

基本事業	計画NO	施策体系 事業の内容	担当						福祉総合計画の 関連項目
			事	地	へ	デ	介	松	
① くらしの相談・結婚相談の充実	1	●幅広い悩みごとに対応した「くらしの相談」を毎月20日に開催します。相談日以外にも随時受付、関係機関と連携し対応していきます。		○					(3) -1 各種相談事業の実施
	2	●「結婚相談」を毎月1回、日曜日に開催する他、相談日以外にも随時受付対応します。また行政と連携して啓発講座の開催します。	○						
	3	●相談員の業務内容について検討し、改善を図ります。	○						
	4	●愛ねっと北部との連携により、魅力的な婚活イベントを企画、提案し、広範囲の結婚活動を支援します。	○						
	5	●職員や相談員がスキルアップ研修会に参加し、住民のさまざまなニーズに対応できるようにします。また生活就労支援センター「まいさぼ飯田」主催の会議に参加し、情報の共有を行います。	○						
	6	●職員間で個人情報保護規程を周知、徹底し、相談内容等、個人情報取り扱いには特に配慮して対応します。	○						
	7	●くらしの相談、結婚相談ではインターネット（メール）等を活用し、より多くの方に相談窓口が周知され、対応できるよう研究を進めます。	○	○					

施策体系・基本事業と関連する現況と課題

現況(共通)	現況(個別)	課題(共通)	課題(個別)
	<p>■低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えると共に、その在宅福祉および社会参加の促進を図ることを目的とし、生活福祉資金の貸付窓口業務を行っています。</p>	<p>◆制度に基づいた事業運営が求められています。 ◆相談内容が広範囲になってきています。</p>	
	<p>■認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等、判断能力が十分でない方のために、基幹的社協(飯田市社会福祉協議会)の支援計画に基づき、関係機関と連携しながら、福祉サービスを利用する際の援助や日常的金銭管理の援助等を行っています。</p>		<p>◆専門知識が必要とされるため、関係機関との連携が重要です。 ◆日常生活自立支援事業の利用者は少なくなっていますが、支援が難しいケースが多く、対応や事務処理に時間がかかります。</p>
	<p>■町社協の単独事業として、低所得世帯に対し小口資金の貸付を行い、対象となる世帯の自立を支援しています。</p>	<p>◆自立に繋がる支援が必要となっています。</p>	<p>◆生活困窮者を援助するため、より小回りがきく貸付資金としてくらしの資金貸付の継続が必要です。</p>
<p>■生活就労支援センター「まいさぼ飯田」の出張相談所として生活困窮者の相談窓口業務を行っています。</p>		<p>◆関係機関との連携が必要不可欠です。 ◆くらしの相談、各種資金の貸付事業(生活福祉資金、くらしの資金)との連携が必要です。</p>	

施策体系			担当						福祉総合計画の 関連項目
基本事業	計画 NO	事業の内容	事	地	へ	デ	介	松	
② 各種資金の貸 付・金銭管理	8	●生活福祉資金の貸付窓口業務を適切に行います（実施主体：長野県社会福祉協議会）。生活就労支援センター「まいさぼ飯田」・県社協・行政等関係機関との連携強化を行い、事業推進を図り、業務量に応じて担当職員の配置を強化します。	○						(3) -5 生活安定施策の 推進
	9	●基幹的社協の支援計画に基づき、日常生活自立支援事業での支援業務を行います（実施主体：長野県社会福祉協議会）。県社協・基幹的社協・行政等関係機関と連携を図りながら厳正に業務を行い、業務量に応じて担当職員の配置を強化します。		○					
	10	●くらしの資金貸付：町社協の単独事業として、低所得世帯に対し、生活維持に必要な小口のつなぎ資金の貸し付けを行います。生活就労支援センター「まいさぼ飯田」・行政等関係機関と連携を図りながら厳正に業務を行い、社協として就労支援の場を検討します。	○	○					
③ 自立相談支援 事業	11	●生活就労支援センター「まいさぼ飯田」の出張相談所として関係機関と連携し、生活困窮者の相談窓口業務を行います。	○	○					(3) -5 生活安定施策の 推進
	12	●くらしの相談、各種資金の貸付事業（生活福祉資金、くらしの資金）と連携し、要支援者を把握し早期支援に努めます。	○	○					

序
論

活動計画

策定資料

2. 地域福祉活動の推進・支援

本活動事業では、地域ぐるみの支え合いづくりの一環として、地域での助け合い活動や、ボランティア活動の推進を図ります。事業の実施に当たっては、地域福祉に対する人々の意識啓発や活動実践者に対する適切な支援が必要となります。

そのため、本活動事業は、つぎの10の基本事業を備えています。

- ①ふれあい・いきいきサロンの推進・支援
- ②ボランティアコーディネートの充実
- ③生活支援コーディネートの充実
- ④地域ボランティアセンターの活用

施策体系・基本事業と関連する現況と課題			
現況(共通)	現況(個別)	課題(共通)	課題(個別)
<p>■町内では32のサロンが活動しています。</p> <p>■サロンの運営は、民生児童委員や、福祉推進委員、ボランティアの協力のもとで行われています。</p> <p>■サロンが地域の中に定着してきています。</p>	<p>■講師の情報は随時サロン代表者に提供しています。</p>	<p>◆地域での支え合いを推進する社協の主要事業の一つとして、さらなるサロンの活性化に取り組む必要があります。</p> <p>◆特定の人や役職が運営を担っているサロンもあり、運営の担い手は負担を感じていることが多く、課題となっています。</p> <p>◆参加者の減少、男性の参加者が少ないなど運営に関する問題を抱えるサロンが出てきています。</p>	<p>◆サロンが開催されていない地域での開催推進が求められています。</p>
	<p>■地域住民の声でサロンが立ち上がっていますが未開催地への働きかけができていません。</p>		<p>◆福祉推進委員のサロンへの協力が求められていますが、中には現役で働いている方も多く、サロンへの協力が難しい場合があります。課題となっています。</p>
	<p>■サロンの運営について、福祉推進委員の協力があるサロンと無いサロンがあります。</p>		<p>◆サロン関係者への適切な情報提供が引続き必要です。</p>
	<p>■関係者を対象として、サロン情報交換会を年1回開催しています。</p>		<p>◆サロン関係者は、先進事例の知識や参加者を和ますレクリエーション術を心得ていることが重要です。</p>
	<p>■サロン活動の立ち上げ、運営相談に随時対応しています。</p>		
	<p>■サロンの希望に応じ、活動に必要な道具の貸し出しを随時行っています。マイクロバスは希望に応じて年1回貸し出しています。</p>		

- ⑤福祉推進委員の充実・活動の周知
- ⑥地域福祉への理解を広げる学習会等の開催・情報発信
- ⑦バリアフリーのチェック・改善
- ⑧地域交流活動の促進
- ⑨福祉関係団体等への活動支援
- ⑩活動推進方法の研究

これらの基本事業のもとに、具体の計画として32（計画 No.13～44）の事業内容を、以下のフレームのとおり定めています。

基本事業	計画NO	施策体系 事業の内容	担当					福祉総合計画の 関連項目	
			事	地	へ	デ	介		松
① ふれあい・いきいきサロンの推進・支援 (次項へ続く)	13	●ふれあい・いきいきサロン(以下、「サロン」という)の講師や講義・講座内容の情報について、公民館等の協力を得ながら整理してまとめ、適切な紹介を行います。		○					(2) -3 ふれあい・いきいきサロンの充実
	14	●サロンが開催されていない地域においては、地域の実態と住民ニーズを把握し、これに基づいたサロン開催を推進します。		○					
	15	●サロンに協力していただける人材の把握と育成に取り組みます。その一環として福祉推進委員選出では、サロンへの協力ができる方の選出を自治会に呼びかけます。		○					
	16	●サロン活動が円滑に進められるよう、講師やメニューについて提供する情報交換会を、サロン関係者を対象に開催します。		○					
	17	●サロン活動の充実に積極的な地域関係者等を対象として、町内外の先進事例の視察やレクリエーション研修への参加等を支援します。		○					
	18	●サロン活動の立ち上げや運営相談を行います。		○					
	19	●活動に必要な道具やマイクロバスの貸し出し等を行います。		○					

施策体系・基本事業と関連する現況と課題			
現況(共通)	現況(個別)	課題(共通)	課題(個別)
(前項と同じ)	<ul style="list-style-type: none"> ■ サロンの開催情報や活動結果を社協だよりやチャンネル・ユ一社協だよりで随時情報発信しています。 ■ 交通手段のない参加者の送迎は、他の参加者、担い手による送迎が行われています。 ■ 一部のサロンでは、保育園児や地域の子どもたちとの交流が企画されています。 ■ サロン活動への男性参加者が少なくなっています。 ■ サロン活動中の事故やケガを補償する保険の加入は、各サロンの考えに任せています。 	(前項と同じ)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ さらに積極的な情報発信が必要です。 ◆ 参加者、担い手の高齢化と後継者不足により送迎が課題となっているサロンがあります。 ◆ 保育園との交流機会がないサロンがあります。 ◆ 地域の中では様々な世代間の交流が減少しています。 ◆ 男性がサロンに参加しやすい企画を設定することが重要です。 ◆ 保険未加入サロンの保険加入を推進する必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 今後の地域社会において、地域福祉に係るボランティアへの期待がますます高まっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人ボランティアとして活動を希望する声が上がっています。 ■ ボランティア保険の加入事務を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ボランティア団体の中には、会員の高齢化や後継者不足に悩む団体が増えていて、ボランティアの育成と支援が必要とされています。 ◆ 住民のボランティア意識を啓発し、地域全体で支える福祉を高めていく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 個人ボランティアの実態把握が必要です。 ◆ ボランティア活動には、保険による万一の際の補償が不可欠であり、引き続き加入促進を図る必要があります。

施策体系			担当						福祉総合計画の 関連項目
基本事業	計画 NO	事業の内容	事	地	へ	デ	介	松	
(前項の続き)	20	●より多くの方に関心を深めてもらえるよう、サロンの開催情報や活動結果の情報発信を積極的に支援します。		○					
	21	●サロンに参加したくても交通手段がなく参加できない方のために、担い手と協力し、送迎方法について検討・推進します。		○					
	22	●サロン、保育園、子育て支援センター等と連携を図り、世代間の交流を促進します。		○					(2) -3 ふれあい・いきいきサロンの充実
	23	●男性が参加しやすい企画や集客方法について検討し、サロンへの男性参加者の拡大を図ります。		○					
	24	●サロン活動中の事故やケガを補償する保険（ふれあいサロン傷害補償）の加入窓口業務を行います。また保険加入促進のため、関係者に保険の必要性を十分に説明すると共に、行事内容に合った適切な保険（ボランティア行事用保険等）を紹介します。		○					
② ボランティア コーディネー トの充実	25	●ボランティアコーディネーターによるボランティア活動への普及啓発や情報提供を推進すると共に、ボランティア団体への相談、助言、活動の調整・支援を行います。		○					
	26	●個人でボランティア活動をされている方の実態把握に努め、活動調整・支援への研究を進めます。		○					(1) -3 ボランティア活動の推進と人材活用
	27	●ボランティア連絡協議会の活動がスムーズに行えるように、事務局として支援します。		○					
	28	●ボランティア活動中に起こる様々な事故からボランティアの方々を補償するボランティア保険の加入手続きを推進します。		○					

序
論

活動計画

策定資料

施策体系・基本事業と関連する現況と課題

現況(共通)	現況(個別)	課題(共通)	課題(個別)
<p>■現在の支援やサービスでは対応できない生活上の困り事を抱えている高齢者世帯が多くなってきています。</p>		<p>◆困り事的情報を具体的に把握し、他機関と連携した支援方法について検討する必要があります。</p>	
<p>■地域ボランティアセンターでは、情報の発信・提供や交換機会の設定、ボランティアネットワークの形成等に努めています。</p>	<p>■ボランティア活動室を開放し、ボランティアの皆さんに自由に使っていただける場を提供しています。</p>		<p>◆地域ボランティアセンター利用に関する情報提供において、インターネットが十分に活用されていません。</p> <p>◆ボランティア活動の情報の受発信や交流の場となるような環境整備が必要です。</p>
<p>■各自治会に設置している福祉推進委員の機能が十分に発揮されていません。</p> <p>■各自治会における福祉推進委員の役割について、認識が薄くなっています。</p>	<p>■福祉推進委員の役割と業務について、年度はじめに福祉推進委員会議を開催し、説明を行っています。</p>	<p>◆福祉推進委員の役割と業務内容を見直し、地域(自治会)における福祉の中心的担い手として位置づけていくことが必要です。</p> <p>◆福祉推進委員の活動への住民の理解が必要です。</p>	
<p>■地域福祉への理解を広げるため、福祉懇談会、出前講座、各種学習会を開催しています。</p> <p>■「待ち」でなく積極的に地域に「伺う」活動を望む声が上がっています。</p>	<p>■福祉推進委員、民生児童委員、社協役職員の参加により、年1回、各地区で福祉懇談会を開催しています。</p> <p>■福祉出前講座メニューを作成し、各種団体・自治会等の要請により職員を派遣しています。</p> <p>■町内の社会福祉事業者との協働による学習会は、開催できていません。</p> <p>■各種媒体で情報発信しています。</p>	<p>◆学習活動や交流活動の周知を図り、魅力ある開催運営に努めていく必要があります。</p> <p>◆社協活動や地域福祉への住民理解が不十分です。</p>	<p>◆住民意識向上のため、自治会での出前講座開催回数を増やす必要があります。</p> <p>◆町内の社会福祉事業者と協働で学習会を開催し、団体や事業者の情報発信の場につなげる必要があります。</p> <p>◆引き続き、開催講座等についての情報提供が必要です。</p>

施策体系			担当						福祉総合計画の 関連項目
基本事業	計画 NO	事業の内容	事	地	へ	デ	介	松	
③ 生活支援コー ディネートの 充実	29	●行政と連携して協議体を立ち上げ、生活支援コー ディネーターが中心となり、地域支援を推進しま す。		○					
④ 地域ボラン ティアセン ターの活用	30	●インターネットを活用し、地域ボランティアセン ターの役割や活用方法等の情報を提供します。		○					(1) -3 ボランティア活 動の推進と人材 活用
	31	●ボランティアの皆さんが、有効な情報の受発信、 活動、交流できる拠点スペースの環境整備に取り 組めます。		○					
⑤ 福祉推進委員 の充実・活動 の周知	32	●住民の皆さんに社協への協力を依頼する福祉推進 委員の役割と業務を明確にし、活発な活動を促す ため、福祉推進委員会議を開催します。		○					(1) -1 住民意識の向上 と学習支援
	33	●福祉推進委員の活動を多くの方に理解してもら うため、委員の活動によって効果の上がった実例の 紹介や、活動者のコメントをまとめ、住民に発信 します。		○					(4) -1 福祉情報の広報 の充実
⑥ 地域福祉への 理解を広げる 学習会等の開 催・情報発信	34	●福祉推進委員、民生児童委員、社協役職員を対象 に、福祉懇談会を開催します（各地区：1回／年）。 懇談会開催に当たっては、これまでの実績を土台 に、参加を促す周知方法や会議方法（開催時間、 開催地区単位等）の改善を図ります。		○					
	35	●福祉出前講座メニューを関係機関や町内の社会福 祉法人等の協力を得て作成し（介護保険制度、介 護技術、地域福祉の大切さ、認知症への理解、社 協の役割等）、自治会や各種団体等に積極的に伺 い、住民意識の向上につなげます。		○					(1) -1 住民意識の向上 と学習支援
	36	●社会福祉法人や介護保険事業者等と協力して学習 会を企画・開催し、団体や事業者の情報発信の場 としても活用します。		○					
	37	●各種冊子や掲示板、ホームページを通じて、学習 会等の情報をできるだけ多くの方に、わかりやす く発信します。		○					

施策体系・基本事業と関連する現況と課題			
現況(共通)	現況(個別)	課題(共通)	課題(個別)
	<p>■福祉を考える会と協働でバリアフリーの改善について、町へ提言し改善に至った経過があります。(平成26年度)</p>		<p>◆障がいを持つ方や高齢者に優しい環境づくりを実践することにより、住民理解に繋がることから、継続的な取り組みが重要となります。</p>
	<p>■地域交流事業として、うたごえ喫茶、防災講座、介護講座等様々なイベントを行っています。</p> <p>■地域交流事業を通して、住民が社協を身近に感じていただくことに繋がっています。また社協もこの事業を通じて他分野の様々な方と接点を持つことに繋がっています。</p>		<p>◆ねらいを定め、効果的な内容で地域交流事業を開催する必要があります。</p>
<p>■地域福祉関係団体や地域福祉関連イベントを事務局として支援しています。</p>	<p>■身体障がい者福祉協会、遺族会、手をつなぐ育成会、母子寡婦福祉会、赤十字奉仕団、福祉を考える会の活動を事務局として支援しています。</p> <p>■現在、高齢者クラブの事務局は町が担当しています。</p> <p>■高齢者クラブ連合会は解散(休止)状態であり、地区単位では組織を作り、クラブ活動を行っています。</p>	<p>◆事務局として各団体の自立した運営を支援していくことが大切です。</p> <p>◆各福祉団体の活動が衰退傾向です。</p>	<p>◆福祉関係団体への入会が少なく、団体加入を促す工夫と活動を活発にする環境づくりが求められています。</p> <p>◆高齢者福祉増進のため、高齢者クラブの事務局を担う町への協力が求められています。</p>

施策体系			担当						福祉総合計画の 関連項目
基本事業	計画 NO	事業の内容	事	地	へ	デ	介	松	
⑦ バリアフリー のチェック・ 改善	38	●障がいを持つ方や高齢者、福祉を考える会からの意見や要望に応じてバリアフリーのチェックを行い、改善に向けた取り組みを行政と協働で進めます。		○					(4) -5 安心して外出できる環境整備
⑧ 地域交流活動 の促進	39	●地域住民の生きがいづくり、よりよい人間関係づくり、地域福祉に関心を持つきっかけづくりのため、地域交流事業を開催します。		○					(1) -2 高齢者、障がい者の文化スポーツ活動の支援
⑨ 福祉関係団体 等への活動支 援（次項へ続 く）	40	●身体障がい者福祉協会、遺族会、手をつなぐ育成会、母子寡婦福祉会、赤十字奉仕団、福祉を考える会の活動を事務局として支援すると共に、各組織の自立的活動の実現方策、活動の活発化方策を、当事者団体と研究・推進します。	○	○					(2) -4 社会福祉団体等の活動支援
	41	●高齢者クラブ活性化のため、事務局を担う町へ必要な協力を行います。		○					

序
論

活動計画

策定資料

施策体系・基本事業と関連する現況と課題			
現況(共通)	現況(個別)	課題(共通)	課題(個別)
(前項と同じ)	<ul style="list-style-type: none"> ■地域福祉の拡充を目的として、ボランティア団体・福祉関係団体等が発表・交流を行う「ふれあい広場」の開催を事務局として支援しています(ふれあい広場：10月第3日曜日開催) ■障がい者や高齢者、介護を受けている方や介護をされている方、子ども、福祉活動に取り組まれている方等、町に住んでいる様々な立場の人たちに暮らしの中での思いを語ってもらい、地域の福祉課題を共感し、共有しあうことを目的として開催される福祉を考える集会の運営を、事務局として支援しています。(福祉を考える集会：2月第3土曜日開催) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆町の地域福祉を推進するうえで大変重要なイベントであり、社協としても継続して支援をしていく必要があります。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■先進地視察等で、地域福祉活動に関する仕組みづくりの研究を行っています。 ■地域福祉活動に対して関心のある方とない方の二極化が進んでいます。 		<ul style="list-style-type: none"> ◆地域福祉活動が活発となる仕組みづくりが求められています。



福祉懇談会

施策体系			担当					福祉総合計画の 関連項目	
基本事業	計画 NO	事業の内容	事	地	へ	デ	介		松
(前項の続き)	42	●ふれあい広場の開催を、事務局として支援します (ふれあい広場：10月第3日曜日開催)		○					(1) -1 住民意識の向上 と学習支援
	43	●福祉を考える集会の開催を、事務局として支援します (福祉を考える集会：2月第3土曜日開催)		○					
⑩ 活動推進方法 の研究	44	●地域福祉活動が活発となる取り組みや仕組みの研究を行政や住民等と協働で行います。		○					(1) -1 住民意識の向上 と学習支援

序
論

活動計画

策定資料



ふれあい・いきいきサロン

3. 高齢者・障がい者・介護者等への支援

本活動事業では、高齢者・障がい者・介護者等に対する支援を行います。実施に当たっては、支援を必要とする人々のニーズや生活実態に沿ったサービスや用具の提供が必要になります。

そのため、本活動事業は、つぎの5つの基本事業を備えています。

- ①支援を必要とする人の把握と適切な対応
- ②一人ぐらし高齢者等への支援
- ③介護者への支援
- ④介護が必要な高齢者・身体障がい者の外出や交流の支援
- ⑤福祉用具の貸与・紹介

これらの基本事業のもとに、具体の計画として26（計画No.45～70）の事業内容を、以下のフレームのとおり定めています。



レンゲツツジの会バスハイク

施策体系・基本事業と関連する現況と課題			
現況（共通）	現況（個別）	課題（共通）	課題（個別）
<p>■支援を必要とする人の把握は、地域福祉を推進する上で最も基本的な要素ですが、関連サービスの分散等からの確な把握が難しくなっています。</p>	<p>■地域包括支援センターと連携し、介護ストレスを原因とする虐待の予防と早期発見に努めています。</p>	<p>◆支援を必要とする人の状況を把握、統括し、円滑な支援に向けた適切な対応に取り組むことが必要です。</p>	<p>◆住民への相談窓口の周知徹底が必要です。</p> <p>◆虐待の早期発見のため、職員の専門知識向上が必要です。</p>
	<p>■個人情報に配慮しながら支援を必要とする人に必要なサービスを提供しています。</p>		<p>◆個人情報保護には一層の配慮が必要です。</p>
<p>■一人ぐらし・二人ぐらし高齢者世帯、障がい者世帯等は地域との関わりが薄くなる傾向があります。</p> <p>■一人ぐらし・二人ぐらし高齢者世帯が増加してきています。</p> <p>■地域の高齢化に伴ない、認知症高齢者も増加してきています。 (次頁へ続く)</p>	<p>■包括支援センターや行政の要請のもとで訪問を行っています。</p> <p>■民生児童委員からの情報の他、一人ぐらしの会の参加者等で生活状態や健康状態が気になる方に対し、社協独自でホームヘルパーが訪問し、安否確認を実施しています。</p>	<p>◆一人ぐらし・二人ぐらし高齢者世帯、障がい者世帯等に対し訪問活動やイベント参加促進による地域との関係づくりの支援が必要です。</p> <p>◆高齢者の健康状態維持・向上のため生きがいづくり提供に取り組む必要があります。 (次頁へ続く)</p>	<p>◆一人ぐらし高齢者等の安否確認が必要です。</p>



コミュニティ・カフェ



一人ぐらし全体交流会

施策体系			担当					福祉総合計画の 関連項目	
基本事業	計画 NO	事業の内容	事	地	へ	デ	介		松
① 支援を必要とする人の把握と適切な対応	45	●民生児童委員、福祉推進委員、行政、福祉関連事業者、地域住民等と協力し、地域との交流が少ない要支援者の把握に努めます。		○					
	46	●介護ストレス等が引き金となって虐待が発生するケースを避け、早期の発見と適切な対応をするため、関係機関等と協力し、職員への専門知識の習得を図ります。また広報等を通じ相談窓口の存在を住民に间断なく周知します。		○	○	○	○	○	(2) -5 DV、児童虐待防止策の推進
	47	●関係機関と連携した対応を取るような場合は、支援対象者のプライバシーに配慮した対応を推進します。		○	○	○	○	○	
② 一人ぐらし高齢者等への支援 (次項へ続く)	48	●包括支援センターと連携し、一人ぐらし・二人ぐらし高齢者世帯、高齢者と未婚の子ども世帯等を定期的に訪問し、総合相談、各種福祉サービスの紹介、健康状態のチェック等を行います。		○					
	49	●一人ぐらしの会や民生児童委員等から、安否確認が必要と思われる一人ぐらし高齢者や認知症の方を把握し、安否確認を行います。また一人ぐらしでの不安を無くすための精神的支援に努めます。(こんにちは訪問)			○				(3) -2 高齢者福祉サービスの充実

施策体系・基本事業と関連する現況と課題

現況（共通）	現況（個別）	課題（共通）	課題（個別）
<p>(前頁の続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■介護保険制度ですべての福祉サービスを行うことは困難となっています。 ■制度外の社協独自サービスで支援を必要とする人の生活を支えています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■環境整備（道づくり）やゴミ出し等で不自由を感じている高齢者世帯が多くなっています。 ■車が生活の一部となっているため、免許の返納ができない高齢者が多く、重大事故に繋がるケースが増えてきています。 ■松川町の地域包括ケアシステムがスタートします。 ■男性の一人暮らし高齢者は食事作りを面倒と感じたり食品の組み合わせがわからない理由から食事内容に偏りがあります。 ■地域交流の場に参加する男性が少なくなっています。 ■ケアマネジャーや民生児童委員からの紹介により、一人暮らし高齢者の会の登録者は増加しています。 ■包括支援センターや民生児童委員と連携しながら、サービス利用の申請があった方に対してサービスを提供しています。 	<p>(前頁の続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆支援が必要な高齢者等の不安な気持ちを解消し、支援策へとつなぐ仕組みや対応が必要です。 ◆老々介護世帯の不安解消や、特別養護老人ホームの待機者への対策が求められています。 ◆一人暮らし・二人暮らし高齢者世帯等、地域の中で、その方らしい暮らしを支えていく仕組みづくりが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活の中での困りごとや不安を取り除いていく取り組みが必要です。 ◆地域支援事業の充実が必要です。 ◆行政の協力のもと、参加対象者の把握に取り組む必要があります。 ◆食事や健康について興味を持ってもらおうと共に交流の機会を提供する必要があります。

施策体系			担当						福祉総合計画の 関連項目
基本事業	計画 NO	事業の内容	事	地	へ	デ	介	松	
(前項の続き)	50	●一人暮らし高齢者や高齢者世帯の生活の中での困りごとを把握し、解決に向けて行政、住民、ボランティアと協働で取り組みます。		○	○	○	○		
	51	●生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカーを配置し、一人暮らし・二人暮らし高齢者世帯等の日常生活支援の充実を図ります。	○	○					
	52	●支援が必要な高齢者世帯等を対象に、昼食の弁当配達と声かけ活動を行います。(配食サービス事業)		○					
	53	●男性の一人暮らし高齢者または、自身で食事を作る必要がある高齢者世帯の男性の実態を把握し、健康管理を支援するため、料理教室を開催すると共に、参加者相互の日常的な交流を促進します。(シングルの会料理教室：隔月開催)		○					(3) -2 高齢者福祉サービスの充実
	54	●ホームヘルパーが他部署やボランティアと協力して、一人暮らし高齢者の交流機会である「一人暮らし高齢者の会」の充実に努めます。(大島、上片桐、生田の3地区：毎月1回)(全体交流会：年2回)			○				
	55	●介護保険で要支援以上の認定を受けた方を除くおおむね65歳以上の高齢者で、心身の状態が虚弱または家に閉じこもりがちであり、日常生活において支援が必要な方、緊急を要する方を対象に、身体介護、家事援助、相談助言を行います。(年中無休24時間対応)(ホームヘルプ事業)			○				

序
論

活動計画

策定資料

施策体系・基本事業と関連する現況と課題			
現況(共通)	現況(個別)	課題(共通)	課題(個別)
(前項の続き)	<ul style="list-style-type: none"> ■介護状態にならないための生きがいづくり等の施策の充実を望む声が上がっています。 	(前項の続き)	<ul style="list-style-type: none"> ◆介護状態にならないための生きがいづくり等の施策の必要性が高まる中、対象者に満足してもらうプログラム提供が必要です。 ◆元気な高齢者の生きがいを支援することが大切です。
	<ul style="list-style-type: none"> ■予防サービス事業利用者の健康状態と処遇判断が困難です。 		<ul style="list-style-type: none"> ◆介護予防コミュニティ・カフェの利用方法が住民に浸透していません。 ◆介護予防コミュニティ・カフェへ男性の参加が少ないです。
	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者専用住宅への要請等について、当事者からは、具体的に意見聴取はしていません。 		<ul style="list-style-type: none"> ◆健康状態と処遇判断が困難な状況であり、対応が必要です。 ◆町内の一人暮らし高齢者、二人暮らし高齢者世帯等に対して、高齢者専用住宅の備えを研究する必要があります。
	<ul style="list-style-type: none"> ■一人暮らし高齢者世帯や、日中独居の高齢者が地域で安心した暮らしを送るため、見守りや話し相手となり、暮らしをサポートする人材を養成する講座を開催しています。 		<ul style="list-style-type: none"> ◆見守りや話し相手のできる人材を育成、強化する必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ■町と連携し、介護者を支える取り組みを実施しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■介護者教室を隔月開催しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆引き続き、介護者の負担軽減の取り組みが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆介護者の高齢化もみられ、介護者支援や負担軽減の取り組みが必要です。
	<ul style="list-style-type: none"> ■年1回、介護者リフレッシュ事業を実施しています。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ■やすらぎ支援事業へのニーズが少なく活動に繋がりません。 		<ul style="list-style-type: none"> ◆介護者の孤立防止等の支援のため、事業の継続が必要です。 ◆関係者への周知が必要です。

施策体系			担当					福祉総合計画の 関連項目			
基本事業	計画 NO	事業の内容	事	地	へ	デ	介		松		
(前項の続き)	56	●介護保険の認定外でおおむね65歳以上の高齢者を対象として、趣味活動等による楽しみの場を提供し、いきいきとした生活が送れるよう支援することで介護予防につなげていきます。(予防サービス事業)							○		
	57	●コミュニティ・カフェ、水曜くらぶなどの予防サービス事業を、より広く住民に浸透するよう、広報等を通じた情報発信を積極的に推進すると共に、男女問わず楽しむことができる魅力あるプログラムを展開します。							○		
	58	●地域包括支援センターと連携を図り、予防サービス事業利用者の心身の状況を把握し、必要に応じて適切な福祉サービス利用につなげます。							○		
	59	●特養松川荘のあり方を含め、高齢者共同住宅の必要性の検討と住民ニーズの把握を進めます。	○	○						○	
	60	●一人暮らし高齢者世帯や日中独居の高齢者に対しての訪問活動につなげるため、人材の育成、強化を行います。							○		
	61	●介護者同士の情報交換と交流、介護方法の基礎知識や技能を身につけていただくことを目的とした、介護者教室を開催します。(隔月)							○		
③ 介護者への支援 (次項へ続く)	62	●要介護の方を在宅で介護されている介護者のリフレッシュを目的としてバス遠足を開催します。(年1回：在宅介護者リフレッシュ事業)							○		(3) -2 高齢者福祉サービスの充実
	63	●見守りが必要な認知症の方や話し相手が必要な高齢者とその家族の実態把握に努めると共に、支援が必要な高齢者宅にやすらぎ支援員が訪問し、見守りや話し相手を行います。(高齢者やすらぎ支援事業の充実)						○			

序
論

活動計画

策定資料

施策体系・基本事業と関連する現況と課題			
現況(共通)	現況(個別)	課題(共通)	課題(個別)
(前項の続き)	<p>◆活動しているやすらぎ支援員が限定されています。</p> <p>■緊急一時預かりは、現在のところ、ショートステイで対応しています。</p>	(前項の続き)	<p>◆やすらぎ支援員の高齢化、後継者不足が課題となっています。</p> <p>◆地域支援のための事業として社協全体で考えていく必要があります。</p> <p>◆今後、緊急時の職員体制や宿泊システムの見直しについて検討を進める必要があります。</p>
<p>■介護が必要な高齢者、障がい者の外出や交流の機会が少なくなっています(制限されています)。</p>	<p>■現在、希望の旅事業を、日帰りと一泊で年1回ずつ開催しています。</p> <p>■ボランティア団体「レンジツツジの会」が開催する、障がいを持った方を含めた子どもから高齢者まで、誰でも参加できる日帰りバス遠足の開催を事務局として支援しています。</p> <p>■ふれあい広場や福祉を考える集会、社協だよりを通じて、障がいを持つ方への理解促進に努めています。</p>	<p>◆介護が必要な高齢者・障がい者に対する外出や交流の支援が必要です。</p>	<p>◆外出や交流の機会は、参加者の意欲向上にも効果的であり、今後も継続して開催していくことが重要です。</p> <p>◆安全面に配慮して開催する必要があります。</p> <p>◆引き続き、当事者団体との協働による交流活動推進が大切です。</p>
<p>■社協では介護用ベッド、吸引器、車椅子等の貸し出しを行っています。</p>	<p>■社協ベッド、車椅子、吸引器等の貸し出し相談や管理を行なっています。</p> <p>■福祉用具の紹介、使用方法や販売は専門業者へ取次ぎを行っています。</p>	<p>◆福祉用具の貸し出しは、引き続き必要です。</p>	<p>◆地域支援のための事業として社協全体で考えていく必要があります。</p>

施策体系			担当						福祉総合計画の 関連項目	
基本事業	計画 NO	事業の内容	事	地	へ	デ	介	松		
(前項の続き)	64	●地域包括支援センターが進める「認知症サポーター養成講座」に協力し、やすらぎ支援員の確保と育成を図ります。		○						(3) -2 高齢者福祉サービスの充実
	65	●介護者が緊急の理由で介護できなくなった場合の対応として、介護を必要とされる方を一時的（3日以内）にお預かりします（緊急一時預かり事業）。また新たなサービス内容や、サービス提供システムの研究を行います。					○	○		
④ 介護が必要な 高齢者・身体 障がい者の外 出や交流の支 援	66	●介護保険認定者と身体障がい者およびこれらの介護者に対し、日帰りや一泊での外出機会を通じて交流やふれあいの場、心身のリフレッシュの機会を提供します。（希望の旅事業 日帰り・一泊を各1回）		○						(3) -2 高齢者福祉サービスの充実
	67	●普段交流の少ない方に交流の場を提供するため、ボランティア団体「レンゲツツジの会」が開催する日帰りバス遠足を、事務局として職員も同行し、安全面に配慮します。（年1回）		○						
	68	●障がいを持つ方への理解促進を図るため、当事者団体等と連携しながら、広報・啓発活動や地域での学習会の開催、またイベントを通じた交流の推進等を図ります。		○						(1) -1 住民意識の向上と学習支援
⑤ 福祉用具の貸 与・紹介	69	●身体の不自由な方の日常生活の便宜を図るため、社協の所有する介護用ベッド、吸引器、車椅子等の貸し出しを行います。						○		(3) -4 障がい者福祉サービスの充実
	70	●相談者の希望に応じて、介護福祉機器・用品についての相談にあたり、専門業者への取り次ぎを行います。						○		

4. 車による移動手段の少ない方への支援

本活動事業では、公共交通機関の利用が単独では困難な方、日常生活に必要な外出行動に支障をきたしている方への支援を行います。支援に当たっては、融通のきく送迎サービスや、外出を不要とする物品移送サービスなどの工夫が必要になります。

そのため、本活動事業は、つぎの2つの基本事業を備えています。

施策体系・基本事業と関連する現況と課題			
現況（共通）	現況（個別）	課題（共通）	課題（個別）
<ul style="list-style-type: none"> ■福祉関連の送迎サービスへの需要が高まっています。 ■現在は、福祉輸送サービス登録者からの依頼により対応しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■既存の公共交通や送迎サービスだけでは対応できないケースがあります。 ■移動に困難や不安を抱える人が増えてきています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆運転に協力していただけの方の高齢化と後継者不足が課題となっています。 ◆住民に広く周知せず、一定の方のみのサービス提供にとどまっています。 ◆事業運営に関しては、運転協力者（送迎ボランティア）の意思に依存している点が大きくなっています。送迎サービスへの需要が高まる中、社協としても事業の方向性を示し、積極的に関与していく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆送迎サービスに対する住民ニーズを把握する必要があります。
	<ul style="list-style-type: none"> ■社協では買い物活動支援の取り組みを行っていません。 		<ul style="list-style-type: none"> ◆買い物に不自由を感じている高齢者や障がい者が多くなっています。 ◆買い物に対するニーズを把握する必要があります。

①福祉輸送サービス（自家用有償旅客運送）

②商店街等との協力によるサービスの充実

これらの基本事業のもとに、具体の計画として3つ（計画 No.71 ～ 73）の事業内容を、以下のフレームのとおり定めています。

施策体系			担当						福祉総合計画の 関連項目
基本事業	計画 NO	事業の内容	事	地	へ	デ	介	松	
①福祉輸送サービス（自家用有償旅客運送）	71	●介護保険の認定者、身体障がい者等で、単独では公共交通機関の利用が困難な方に対し、通院の送迎サービス(行きのみ)を行います。(福祉輸送サービス)		○					(4) -4 交通手段の確保
	72	●交通弱者の実態把握を行い、新たな送迎サービスの創出について研究を進めます。		○					
②商店街等との協力によるサービスの充実	73	●商工会・商店街・JA等と協力し、交通手段の少ない高齢者等の買い物ニーズの把握に努め、町内における買い物活動支援を研究・検討し、新たな買い物サービスの創出を行います。		○					

5. 福祉教育の推進

本活動事業では、子ども達の福祉に対する意識や認識を高めるための取り組みをします。事業の実践に当たっては、関係する機関と協力し、年齢にあった学習や体験の内容を提供することが大事になります。

そのため、本活動事業は、つぎの4つの基本事業を備えています。

- ①福祉推進校の指定・支援
- ②小・中・高校の福祉学習等への支援
- ③保育園・子育て支援センターとの連携
- ④こども福祉教室“あいむ”の活動支援

これらの基本事業のもとに、具体的計画として12（計画No.74～85）の事業内容を、以下のフレームのとおり定めています。



こども福祉教育あいむ

施策体系・基本事業と関連する現況と課題			
現況（共通）	現況（個別）	課題（共通）	課題（個別）
■ 将来の地域福祉を担う人材の育成が求められる中、学校側でも福祉に係る教育の大切さが再認識されています。	■ 学校が福祉活動を行うための資金として、町内の小・中・高校に各校3万円を上限に補助金を交付しています。	◆ 学校と連携を図りながら、引き続き福祉教育に取り組むことが必要です。	
	■ 学校、教育委員会、公民館を交え、福祉推進校連絡会を年1回開催しています。		
■ 学校で行われる各種福祉学習の講師として職員を派遣しているほか、福祉活動の体験先の紹介や、活動メニューの提供を行っています。	■ 福祉推進校連絡会でプログラムを各校に提供しています。	◆ 福祉活動に関する体験先の紹介や体験メニューの提供が求められています。	
	■ 長期休みを利用した中高生・大学生の福祉施設体験を町内福祉施設の協力を得ながら実施しています。		



高齢者疑似体験 (松川中学校)



車椅子体験 (松川高校)

基本事業	計画NO	施策体系 事業の内容	担当					福祉総合計画の 関連項目	
			事	地	へ	デ	介		松
① 福祉推進校の 指定・支援	74	●学校教育における福祉活動を財政面で支援することを目的として、町内小・中・高の4校を福祉推進校に指定し、補助金を交付します。		○					(1) -1 住民意識の向上 と学習支援
	75	●各校の福祉活動の内容や課題等について、情報の共有と連携を図るため、福祉推進校連絡会を開催します。(年1回)		○					
② 小・中・高校 の福祉学習等 への支援 (次項へ続く)	76	●地域福祉をテーマとした総合的な学習内容等の相談、体験先の社会福祉施設の紹介、機材の斡旋を行います。		○					(1) -1 住民意識の向上 と学習支援
	77	●町内の小中学校・高校に、福祉に関する学習や体験等のプログラムを適切に提供するため、体験メニューや講師となる人材データの情報整理、蓄積を進めます。		○					
	78	●長期休みを利用した中高生・大学生の福祉施設体験を、町内外福祉施設の協力を得ながら企画・運営します。		○					

施策体系・基本事業と関連する現況と課題

現況（共通）	現況（個別）	課題（共通）	課題（個別）
<p>(前項と同じ)</p>	<p>■小中学生を対象に、ボランティア活動への理解と、参加へのきっかけづくりを目的としたボランティア活動や各種体験は現在実施していません。</p>	<p>(前項と同じ)</p>	<p>◆小中学生を対象とした福祉体験活動では、学校の意見を取り入れた体験メニューと開催時期の検討が必要です。</p> <p>◆学校のカリキュラムや習い事で時間に余裕のない児童生徒が多いため、福祉体験活動のメニューと開催時期の検討が必要です。</p>
	<p>■町内の中高校生によるボランティア活動の支援を行っています。</p>		<p>◆引き続き、関係機関との連携した支援が必要です。</p>
	<p>■飯田下伊那にある高校や短期大学等に対し、社協が行うイベントへの参加を呼びかけています。</p>		<p>◆ボランティア活動への大学生の関わりが薄いことから、強化を図る必要があります。</p>
	<p>■小中学校や高校の要望に対し、高齢者や障がい者の疑似体験を実施しています。</p>		<p>◆青少年層が普段から高齢者や障がい者の身体特性、バリアフリーについて理解を深めることは地域福祉の推進を図る上で重要となります。</p> <p>◆職場内訓練（OJT）、職場外研修（OFF-JT）などにより自己学習の場が必要です。</p>
	<p>■こども福祉教室“あいむ”の活動を、事務局として支援しています。</p>		<p>◆小さな子どもが普段から高齢者とふれ合い、理解を深めることが地域福祉のすそ野を広げる上で重要です。</p> <p>◆新規ボランティアスタッフの勧誘が必要です。</p>

施策体系			担当						福祉総合計画の 関連項目
基本事業	計画 NO	事業の内容	事	地	へ	デ	介	松	
(前項の続き)	79	●主に小中学生を対象に、ボランティア活動への理解と、参加へのきっかけづくりのために、気軽に参加できるボランティア活動や各種体験を開催します。また体験メニュー、時期については関係機関と連携し研究します。		○					
	80	●町内の中高校生によるボランティア活動がより活発に行えるよう関係機関と連携し支援をしていきます。		○					
	81	●高校生や大学生等のボランティア活動の参加意欲を促進し、次世代の地域福祉の担い手育成を図るため、高校生や大学生向けのボランティアメニューを用意し、飯田下伊那地域の高校や短期大学を通じ、積極的な参加を呼びかけます。		○					
	82	●高齢者や障がい者への理解を深めるため、小中学生や高校生による疑似体験を行い、地域福祉への普及・啓発を図ります。		○					
	83	●研修主任を中心に研修環境を整え、研修会等への参加を進め、小中学校や高校の福祉体験学習の講師として対応できる職員の育成を図ります。	○	○	○	○	○	○	
③ 保育園・子育て支援センターとの連携	84	●保育園・子育て支援センターと連携を図りながら世代間交流の機会づくりに取り組みます。		○					
④ こども福祉教室“あいむ”の活動支援	85	●小中学生が体験を通じて、自分たちの住んでいる町に目を向け、共に考え、生きる心を育むことを目的としたこども福祉教室“あいむ”のボランティア活動を事務局として支援します。また新規スタッフの勧誘に努めます。		○					

(1) -1
住民意識の向上
と学習支援

序
論

活動計画

策定資料

6. 防災と災害復旧・復興支援

本活動事業は、災害時のボランティア活動や活動体制を十分なものとして備えておくための事業です。事業実施に当たっては、関係する主体が、災害への認識や、災害時のボランティアの役割および活動に対する知識を、しっかりと身につけることが重要です。

そのため、本活動事業は、つぎの4つの基本事業を備えています。

①大規模災害に備えた講座の開催

施策体系・基本事業と関連する現況と課題			
現況(共通)	現況(個別)	課題(共通)	課題(個別)
	<ul style="list-style-type: none"> ■災害時活動対策に関して、災害に備えた講座等の単独実施はしていませんが、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の際に各地の災害状況や防災について示しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害時のボランティア活動やボランティア受け入れ体制に対し、関係する団体が日頃から認識し合うことが大切です。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ■災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を、年1回、行政と協働で企画実施しています。 		<ul style="list-style-type: none"> ◆災害ボランティアセンター立ち上げ訓練は行政、関係機関、住民との協働による実施が不可欠です。
	<ul style="list-style-type: none"> ■災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の振り返りを行い、課題や対策をとりまとめています。 		<ul style="list-style-type: none"> ◆災害ボランティアセンター立ち上げ訓練にはより多くの住民の参加が求められています。 ◆次世代育成の観点から学生の参加が求められています。
	<ul style="list-style-type: none"> ■大規模災害発生時における義援金等の支援は、広報誌での呼びかけや各種団体への協力等により対応しています。 		<ul style="list-style-type: none"> ◆被災地等からの要請に基づき、敏速な対応が必要です。
	<ul style="list-style-type: none"> ■災害時の社協の役割は総合防災マニュアルに明記されています。 		<ul style="list-style-type: none"> ◆社協の災害時の役割を災害ボランティアセンター立ち上げ訓練等を通して、毎年確認していく必要があります。

- ②災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練
- ③被災地支援
- ④職員研修

これらの基本事業のもとに、具体の計画として6つ（計画 No.86～91）の事業内容を、以下のフレームのとおり定めています。

施策体系			担当						福祉総合計画の 関連項目
基本事業	計画 NO	事業の内容	事	地	へ	デ	介	松	
① 大規模災害に 備えた講座の 開催	86	●大規模災害に備え、災害ボランティアに関係した講座を行政や関係機関と協働で企画・実施します。		○					(2) -6 災害時要援護者 情報の整備
	② 災 害 ボ ラ ン テ ィ ア セ ン タ ー の 立 ち 上 げ 訓 練	87	●行政、関係機関、住民との協力により、総合防災マニュアルに沿った災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を実施します。（年1回）		○				
		88	●社協関連の情報媒体やチャンネル・ユー、学校などを通して、災害に対する訓練や講座へ多くの住民や学生の参加を積極的に呼びかけます。		○				
	89	●訓練結果を振り返り、課題や対策をとりまとめ、現実の災害や今後の訓練に活かします。		○					
③ 被災地支援	90	●関係機関と協力し、大規模災害が発生した被災地への義援金や物資、人材等の支援活動を行います。		○					
④ 職員研修	91	●職員の認識や対応力を強化するため、災害発生後の社協の役割を明確にし、行政や区会、自治会と協力した訓練や研修を行います。		○					

7. 介護保険法による介護保険事業の運営

本活動事業は、介護保険事業の実施・運営に関するものです。事業実施に当たっては、介護を要する人々それぞれの状況やニーズにあったサービスの提供が大切になります。

そのため、本活動事業は、つぎの11の基本事業を備えています。

- ①居宅介護支援事業
- ②訪問介護事業
- ③通所介護事業
- ④短期入所生活介護事業
- ⑤介護事故の防止

施策体系・基本事業と関連する現況と課題			
現況(共通)	現況(個別)	課題(共通)	課題(個別)
	■利用者と、その家族の希望や要望に沿ったケアプランの作成に努めています。	◆介護保険事業においては、利用者とその家族の意向に沿った適切なサービスを提供しながら、収益を確保していくことが求められています。	
	■ケアプラン作成やサービス調整において、サービス実施機関と密に連絡をとることに努めています。		
	■支援困難ケースへの対応は、地域包括支援センターへの相談や、こまめなカンファレンス等、ケアマネジャー各々が対応しています。		◆支援困難ケースの検討に関して、部署内でも必要な時に早急に対応できる体制を整えておく必要があります。
	■地域ケア会議において、関係機関や他職種との連携を図っています。		◆支援困難ケースへの対応は関係機関や他職種との連携が必要です。
	■利用者と、その家族の希望や要望に沿ったサービスの提供に努めています。		◆引き続き、訪問介護事業の円滑な運営に取り組む必要があります。
■介護保険法による通所介護サービスを提供しています。 ■個別の意向に沿ったサービス提供を望む声が上がっています。		◆通所介護サービスの内容評価と改善が必要です。	
			◆活動やサービスに対する利用者からの評価や、利用条件の改善が必要です。

- ⑥サービスの予約
- ⑦セーフティネットの役割と新たなサービス・ニーズ研究
- ⑧特養松川荘のあり方
- ⑨サービスの評価
- ⑩地域の介護保険事業所等との連携
- ⑪制度の充実への取り組み

これらの基本事業のもとに、具体の計画として24（計画No.92～115）の事業内容を、以下のフレームのとおり定めています。

基本事業	計画NO	施策体系 事業の内容	担当						福祉総合計画の 関連項目
			事	地	へ	デ	介	松	
① 居宅介護支援 事業	92	●介護保険を利用する介護の必要な方や、家族の要望を尊重し、心身の状態や家庭の状況を考慮して、適切なサービスが利用できるように、居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。						○	(3) -2 高齢者福祉サービスの充実
	93	●介護がスムーズに行えるように、サービス実施機関等との連絡調整を行います。						○	
	94	●部署内において、担当ケアマネジャーからの支援困難ケースに関する相談を、一緒になって考え、解決していく協力体制を整えます。						○	
	95	●地域ケア会議へ参加し、事例の提供・検討を行い、関係機関や他職種との連携に努めます。						○	
② 訪問介護事業	96	●利用者に対し、在宅での入浴・排せつ・食事等の身体介護、食事作り・洗濯・掃除・買い物等の生活援助、相談、助言を行います。（年中無休：24時間対応）						○	(3) -2 高齢者福祉サービスの充実
③ 通所介護事業 （次項へ続く）	97	●利用者に対し、日帰りで入浴、食事、口腔衛生、レクリエーション、機能訓練等を提供します。 （年末年始を除く月曜日～土曜日の午前8時15分～午後5時。ケースにより延長も可能）						○	(3) -2 高齢者福祉サービスの充実
	98	●利用者及び家族が満足するサービスが提供できるよう、実態把握に努め、関係機関と協力して個別支援計画を作成し、定期的に評価・改善を行います。						○	

施策体系・基本事業と関連する現況と課題			
現況（共通）	現況（個別）	課題（共通）	課題（個別）
(前項と同じ)	■通所介護利用者や家族への相談は、必要に応じて行っています。	(前項と同じ)	
	■利用者や家族に、デイサービスのサービス内容が十分に理解されていません。		◆利用者や家族に、デイサービスのサービス内容を分かりやすく説明することで、正しい認識をしてもらうことが必要です。
■ショートステイ8床を運営しています。		◆在宅介護を支えるためにショートステイの運営は重要です。	
	■入所時には、本人や家族に対して、施設生活へスムーズに移行するための情報収集を行っています。		◆在宅から施設へのスムーズな移行のため、入所時にはきめ細かな情報収集が必要です。
	■施設での生活状況を家族に伝え、在宅生活へのスムーズな移行に努めています。		◆施設から在宅へのスムーズな移行のため、本人・家族への適切な助言・指導が必要です。
	■各部署において、介護事故防止・安全管理のマニュアルに沿ってサービスを提供しています。 ■研修や職場会議等を通じ、介護事故防止と安全管理の徹底に努めています。		◆介護事故防止と安全管理の徹底が重要です。
	■利用者のサービス提供に間違いが生じることがあります。		◆利用者の確実なサービス提供が必要です。
	■社協では、セーフティネットとしての役割を念頭においた事業運営を行っています。		◆地域福祉を推進する社協の介護保険事業所として、特色あるサービスの検討が必要になってきています。

施策体系			担当					福祉総合計画の 関連項目		
基本事業	計画 NO	事業の内容	事	地	へ	デ	介		松	
(前項の続き)	99	●利用者、その家族に対し、生活に関する相談や助言を行います。				○			(3) -2 高齢者福祉サー ビスの充実	
	100	●心身の状況に合わせ、利用者が一日中過ごしたくなり、また来たくなるようなプログラムの提供を行い、自立を支援します。				○				
	101	●デイサービスのガイドを作成し、利用される方が正しくサービス内容を理解していただけるよう努めます。				○				
④ 短期入所生活 介護事業	102	●冠婚葬祭や介護疲れ等で、家族が一時的に介護ができなくなった場合に、専門の知識・技術を備えた施設の職員が、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上のお世話や機能訓練等を行います。						○	(3) -2 高齢者福祉サー ビスの充実	
	103	●在宅生活から施設生活へのスムーズな移行のため、入所時は、本人・家族から心身の状況や在宅での生活の様子、施設生活への要望等、きめ細かな情報収集を行います。						○		
	104	●退所時は、本人・家族に対し、療養上の助言や在宅における適切な介護方法の指導を行います。						○		
⑤ 介護事故の防 止	105	●介護事故が発生した場合は、マニュアルに沿った対策を行います。また状況等を分析し、有効な防止策を検討し、その内容を職員に周知します。防止策を講じた際にはその効果について定期的に評価します。				○	○	○		
⑥ サービスの予 約	106	●サービス提供表に沿った確実な利用ができるよう、利用者予約の二重チェックを行い、管理方法の改善を行います。				○	○	○		
⑦ セーフティ ネットの役割 と新たなサー ビス・ニーズ 研究	107	●社協の介護保険事業所として、セーフティネットの役割を果たすと共に、地域や社会状況の変化に即した特色あるサービスの研究・検討を行います。				○	○	○	○	(3) -2 高齢者福祉サー ビスの充実

施策体系・基本事業と関連する現況と課題			
現況(共通)	現況(個別)	課題(共通)	課題(個別)
	■町内や飯伊地区の入所待機者の増加が見込まれています。		◆施設の老朽化により、施設改善が必要となってきました。
■利用者や家族から直接、サービスについての意見を聞く機会が少なくなっています。	■サービス内容が職員主体となる場合があります。	◆利用者の不満や要望を知り、よりよいサービスの提供につなげていく必要があります。	◆利用者主体のサービスが提供できているか、定期的な評価が必要です。
	■全国社会福祉協議会の経営診断を受けています。		◆評価機関のツールを使用している評価に加えて、住民評価の検討も必要です。
	■部署によって、支援サービスのマニュアルの整備状況が統一されていません。		◆マニュアルを充実するため、点検と整備が必要です。
	■外部講師による接遇研修を実施しています。 ■職員の接客スキルが一定ではありません。		◆職員の接遇向上が必要です。 ◆職場内訓練(OJT)、職場外研修(OFF-JT)などによる自己学習の場が必要です。
	■ケアマネジャーと社協関連部署が地域医療・福祉連絡会へ出席し、情報収集や情報交換等を通し、スキルアップに努めると共に、他事業所との連携を図っています。		◆地域の介護保険事業所との更なる連携が必要です。 ◆定期的な地域医療・福祉連絡会の開催が求められています。
	■介護保険制度は制度改正が行われても、多くの課題が潜んでいることが、現場の業務の中で見出されています。		◆介護保険制度の課題、改善要望と併せて地域に合ったサービス作りが必要です。

施策体系		担当						福祉総合計画の 関連項目		
基本事業	計画 NO	事業の内容	事	地	へ	デ	介		松	
⑧ 特養松川荘の あり方	108	●特養松川荘の改築、増床に向けた検討会議を開催し、行政と連携し検討を進めます。							○	
⑨ サービスの評 価	109	●利用者主体のサービス内容になっているか、定期的に個別援助計画に基づき評価を行います。				○	○	○	○	
	110	●更なるサービスの質向上を図るため、介護保険事業を利用される利用者、またその家族にサービス満足度調査を行います。(年1回)				○	○	○	○	
	111	●更なるサービスの質向上を図るため、住民の意見を踏まえ、専門の評価機関を依頼しての評価(福祉サービス第三者評価)を実施します。	○							
	112	●適切なサービスの提供に努めるため、支援内容が職員により異なることがないように、サービス提供マニュアルの定期的な評価、改善を行います。				○	○	○	○	
	113	●利用者に対してお客様の意識を持ち、接遇の自己評価や職員間での評価を実施し、職員の資質向上に努めます。	○	○	○	○	○	○	○	
⑩ 地域の介護保 険事業所等と の連携	114	●サービスの質向上を図るため、町内外の介護保険事業所と連携を図り、地域医療・福祉連絡会の開催を行政へ提案し、情報交換と学習に努めます。				○	○	○	○	(3) -2 高齢者福祉サー ビスの充実
⑪ 制度の充実へ の取り組み	115	●介護保険制度をより充実させるため、介護保険制度の課題や問題点に対し、改善要望を関係機関に伝えると共に、制度では補完できない支援内容については行政と連携し、地域福祉を推進していきます。	○	○	○	○	○	○	○	(3) -2 高齢者福祉サー ビスの充実

8. 障害者総合支援法による障がい福祉サービスの運営

本活動事業は、障害福祉サービスの実施・運営に関するものです。事業実施に当たっては、障がい者それぞれの状況やニーズにあったサービスの提供を行うとともに、事業の内容を障がい者家族に十分に知ってもらうことが大切になります。

そのため、本活動事業は、つぎの3つの基本事業を備えています。

①居宅介護

施策体系・基本事業と関連する現況と課題			
現況（共通）	現況（個別）	課題（共通）	課題（個別）
■障害者総合支援法に基づきサービスを提供しています。		◆障害者総合支援法の改正が予想される中、適切なサービス提供を行うと共に、これらの制度の学習や普及に努める必要があります。	

②重度訪問介護

③障がい福祉関連サービスの学習と訪問家庭への情報提供

これらの基本事業のもとに、具体の計画として3つ（計画 No.116～118）の事業内容を、以下のフレームのとおり定めています。

施策体系			担当					福祉総合計画の 関連項目	
基本事業	計画 NO	事業の内容	事	地	へ	デ	介		松
① 居宅介護	116	●居宅における入浴、排せつ、食事等の介護、調理 また洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相 談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行 います。			○				(3) -4 障がい者福祉 サービスの充実
② 重度訪問介護	117	●重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方 に、居宅における、入浴、排せつ、食事等の介護、 調理また洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関す る相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並 びに外出時における移動中の介護を総合的に行い ます。			○				(3) -4 障がい者福祉 サービスの充実
③ 障がい福祉関 連サービスの 学習と訪問家 庭への情報提 供	118	●障がい福祉サービスに関する法律や制度を職員間 で学習し、訪問家庭へ情報提供に努めます。			○				(3) -4 障がい者福祉 サービスの充実

9. 松川荘利用者へのサービス向上

本活動事業は、松川荘の運営に関するものです。運営に当たっては、あるべき姿を、利用者サービス面と地域における施設運用面の両面から捉えておく必要があり、目指すべきは、利用者本位のサービスの提供と、地域に開かれた施設の展開です。

そのため、本活動事業は、つぎの9つの基本事業を備えています。

- ① 重度化に伴う体制構築への取り組み
- ② 生活単位を小さくしたグループケア
- ③ 終末への取り組み
- ④ 感染症予防の取り組み

施策体系・基本事業と関連する現況と課題			
現況（共通）	現況（個別）	課題（共通）	課題（個別）
■利用者本意の個別ケアに努めています。		◆課題として次の点への対応が求められます。 1 個々の望む生活の実践をするケアの充実 2 個々の状態に合った個別のケアの充実 3 利用者に寄り添うケアの充実 4 事故のない安全な生活の支援の充実	
■現在、終末ケアに関して次の様な対応をとっています。 1 看取りに関するマニュアルを作成しました。 2 利用者や家族の身体的・精神的支援をしています。 3 個室に移動してもらい、安心して終末を迎えられるようケアしています。	■終末期の対応については、家族会を開き、理解を得ています。	◆終末を迎えられた利用者、またその家族に寄り添い、身体的・精神的な支えとなることが求められています。 ◆利用者と家族および医療機関等と、より連携を深めた終末ケアが必要です。	◆終末対応は医師から直接身内が説明を受ける機会を設ける必要があります。
	■看取りに関する研修を行っています。		◆本人・家族・職員間の連携を密にし、利用者・家族にとって悔いの無い終末・看取りとなるよう取り組む必要があります。
	■感染症予防マニュアルに基づき、感染症の予防に努めています。		◆感染症予防マニュアルの職員への徹底が必要です。

- ⑤地域に開かれた施設への取り組み
- ⑥個々の適正な栄養管理
- ⑦身体機能の現状維持と機能訓練の充実
- ⑧家族との連携を深める取り組み
- ⑨利用者と家族のつながりを大切にする取り組み

これらの基本事業のもとに、具体の計画として17(計画No.119～135)の事業内容を、以下のフレームのとおり定めています。

施策体系			担当					福祉総合計画の 関連項目	
基本事業	計画 NO	事業の内容	事	地	へ	デ	介		松
① 重度化に伴う 体制構築への 取り組み	119	●重度者、軽度者を分けたグループ編成を実施し、状態に合ったケアを行います。							○
② 生活単位を小 さくしたグ ループケア	120	●利用者の人生観を尊重し、利用者本意の個別ケアを目指し、ニーズにあったプログラムを提供します。							○
③ 終末への取り 組み	121	●看取りに関するマニュアルに沿って、利用者の意思および人格と、家族の意思を尊重し、人権の擁護に努めながら、利用者が安らかな死を迎えられることができるように、利用者や家族の支えとなり、身体的・精神的支援に努めます。							○
	122	●終末対応は医師から直接家族が説明を受ける機会を設けると共に、利用者の状態が変化した場合は、家族、医師、職員間の連携を密にし、安心した終末を迎えることができるように努めます。							○
	123	●利用者にとって最良の終末であり、家族にとっても最良の看取りができるよう、家族と職員で看取り研修を実施します。							○
④ 感染症予防の 取り組み	124	●定期的に感染予防マニュアルの確認機会や学習会(年2回)を開催し、感染症への職員の意識向上と、知識・技術の習得を図り、感染症予防に努めます。							○

施策体系・基本事業と関連する現況と課題

現況(共通)	現況(個別)	課題(共通)	課題(個別)
<p>■納涼祭やボランティアの受け入れ等、外部との交流はありますが、まだ地域との関わりが少ないのが現状です。</p>	<p>■年1回開催している納涼祭は、特養松川荘と地域の交流を図る機会として、大きな役割を果たしています。</p>	<p>◆特養松川荘から地域へ積極的に溶け込み、地域住民との交流をいかに進めていくかが課題となります。</p>	<p>◆各種行事への住民参加を促すための情報発信が必要です。</p>
	<p>■管理栄養士が作成した献立に基づいた食事作りをしています。</p>		<p>◆利用者が、バランス良く楽しい食生活を送ることが大切です。</p>
	<p>■週1回、柔道整復師によるリハビリを行っています。</p>		<p>◆寝たきりの方・ショートステイの方・その他利用者も、心身機能維持のため、定期リハビリ以外にリハビリ時間が取れる様にする必要があります。</p>
	<p>■家族会を組織し、年1回総会を開催しています。総会後は、食事会を開催し、利用者と家族の交流機会としています。</p>		<p>◆よりよい施設運営には家族との連携が重要です。</p>
<p>■入所により家族の関わりが稀薄になる傾向がありますが、それを回避するため、現在以下の内容に取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の誕生日前に家族へはがきを送付しています。 ・希望する利用者へ一時帰宅をしています。(家族との連携を取り実施) 		<p>◆利用者にとって、家族とのつながりの実感は欠かせないため、引き続き利用者と家族のふれあいの仕組みを維持・充実することが重要です。</p>	<p>◆施設内の情報を家族に伝える定期的な発行物は、施設・利用者・家族をつなげるツールとして大変有効ですが、現在取り組んでいません。</p>

施策体系			担当						福祉総合計画の 関連項目	
基本事業	計画 NO	事業の内容	事	地	へ	デ	介	松		
⑤ 地域に開かれた施設への取り組み	125	●ボランティアの受け入れ、小・中・高校の職場体験の受け入れ、ホームヘルパー実習等、施設を提供しながら、地域に開かれた環境づくりを進めます。							○	(1) -1 住民意識の向上と学習支援
	126	●納涼祭等の行事を通じて、地域住民と施設利用者・家族の交流を図ります。							○	
	127	●地域住民参加型の行事には、各種情報媒体を通じ、積極的に地域住民の参加を呼びかけます。							○	
	128	●地域の中の施設として保育園、小・中・高校との交流を深めます。							○	
⑥ 個々の適正な栄養管理	129	●管理栄養士による栄養ケアマネジメントにより、個々の利用者の心身の状態と嗜好に応じた栄養管理、手作りにこだわった、四季折々の旬の味を提供し、健康維持に要する栄養補給と管理に努めます。							○	
⑦ 身体機能の現状維持と機能訓練の充実	130	●入所形態や身体状況に係わらず、定期リハビリ以外に、個別機能訓練計画に基づき、残存機能を維持するために個別の生活リハビリを行います。							○	
⑧ 家族との連携を深める取り組み	131	●家族と連携して、よりよい施設運営を進めるため、家族会の内容を充実すると共に、年1回総会を開催します。							○	
⑨ 利用者と家族のつながりを大切にする取り組み	132	●特養松川荘の現状報告や各行事の案内状を利用者の家族に送付して参加を促し、家族との交流の機会を増やします。							○	
	133	●利用者の生活の様子や施設内の出来事、介護情報等を掲載したお便りを定期的に発行し、家族や関係者に送付します。							○	
	134	●利用者と家族との外出時間を設け、思い出づくりをします。							○	
	135	●利用者から希望があれば、家族の承諾を得て一時帰宅を計画し、家族とふれあう機会を設けます。また施設からも家族へ一時帰宅を積極的に働きかけ、訪問の実現に努めます。							○	

10. 地域福祉情報の受発信

本活動事業では、地域福祉に関する認識やボランティア活動が社会の中に根付いていく上で不可欠な「情報の確かな運用(受発信)」を図ります。事業実施に当たっては、必要な情報を収集するとともに、わかりやすく正確で、訴求力ある情報を人々に伝えることが大切になります。

そのため、本活動事業は、つぎの6つの基本事業を備えています。

- ①社協だより・ボランティアだよりの発行
- ②ボランティアコーナー(掲示板)の設置
- ③チャンネル・ユー、インターネットの活用
- ④ボランティア情報の収集・参加促進
- ⑤イベントを通じた情報の受発信
- ⑥様々な福祉・社協情報の周知

これらの基本事業のもとに、具体の計画として13(計画No.136～148)の事業内容を、以下のフレームのとおり定めています。

施策体系・基本事業と関連する現況と課題			
現況(共通)	現況(個別)	課題(共通)	課題(個別)
■社協だより、ボランティアだよりを隔月で発行しています。	■単なるお知らせではなく、読んだ方が何かを感じ取ることができるような紙面を目指し、作成しています。	◆住民の中には、情報不足が原因で地域福祉に係わっていない方が数多くいます。地域福祉の取り組みやボランティアに関する情報を効果的に発信し、地域福祉の意識を啓発する必要があります。 ◆地域福祉活動を啓発し、ボランティア活動を促進することが必要です。 ◆地域福祉の情報発信を充実することが必要です。	◆文章表現やレイアウト、紙面の内容等編集作業においては、さらなるスキルアップが必要です。 ◆幅広い世代に広報誌を見ていただけるような取り組みが必要です。
	■掲載企画や文章表現、レイアウトが十分とはいえません。 ■社協だよりの住民アンケートを実施し、把握に努めました。(平成27年度)		
	■広報誌は、待合室で読んでもらえるよう、町内の全ての病院、歯科医院へ配布しています。チラシ等についても商店や銀行等へ掲載を依頼しています。		
	■町の主要箇所に、掲示板設置ができていません。		◆学校や公民館、商工会等に設置を依頼する必要があります。



社協だより



ボランティアだより

基本事業	計画NO	事業の内容	担当					福祉総合計画の 関連項目
			事	地	へ	デ	介	
① 社協だより・ ボランティア だよりの発行	136	●社協やボランティアの情報を幅広く発信するため、「ずーっといっしょ」（社協だより）「ふれあいひろば」（ボランティアだより）を発行します。（各誌：隔月1回）		○				
	137	●広報誌がより幅広い世代に親しまれ効果的な情報媒体となるよう、アンケート結果を活かした紙面づくりに努めると共に、専門家を依頼して編集作業の研修を実施します。		○				(4) -1 福祉情報の広報 の充実
	138	●広報誌等の発行物について、病院やスーパー等できるだけ多くの人が目にするのできる場所への設置を進めます。		○				
② ボランティア コーナー（掲 示板）の設置	139	●町内の主要箇所（学校や公民館、商工会等）にボランティアコーナー（掲示板）を設置します。		○				(4) -1 福祉情報の広報 の充実

施策体系・基本事業と関連する現況と課題

現況 (共通)	現況 (個別)	課題 (共通)	課題 (個別)
	<ul style="list-style-type: none"> ■チャンネル・ユー社協だよりは月1回放送しています。社協の情報、ボランティア活動等を発信しています。 	(前項と同じ)	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ホームページを作成しました。 		<ul style="list-style-type: none"> ◆現在、日常生活においては、必要な情報はホームページから得ることが定着してきており、社協の情報発信の媒体としても最も重要です。しかし、社協内でも活用されておらず、最新の情報に更新されていないことが多くあります。 ◆リニューアルを含めた検討が必要です。
	<ul style="list-style-type: none"> ■新たな情報発信方法の創出を望む声が上がっています。 ■ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) やメール配信サービスは実施していません。 		<ul style="list-style-type: none"> ◆新たな情報発信方法の創出が必要です。 ◆ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) やメール配信システムについて研究が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> ■町内のボランティア情報の収集に努めています。 			
<ul style="list-style-type: none"> ■ボランティア情報の活用を努めています。 			
	<ul style="list-style-type: none"> ■中高年のボランティア活動の場を把握し、積極的に情報提供しています。 		<ul style="list-style-type: none"> ◆中高年のボランティア活動に関して、より広い情報提供が必要です。
	<ul style="list-style-type: none"> ■商工会に相談しながら、企業と地域福祉活動を結びつける方法を研究しています。 		<ul style="list-style-type: none"> ◆ボランティア活動への理解を広げていく必要があります。
	<ul style="list-style-type: none"> ■ふれあい広場と福祉を考える集会は町の地域福祉の重要なイベントとして定着しています。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ■社協のパンフレットは2004年に作成して以来、更新されていません。 		

施策体系			担当						福祉総合計画の 関連項目
基本事業	計画 NO	事業の内容	事	地	へ	デ	介	松	
③ チャンネル・ ユー、イン ターネットの 活用	140	●チャンネル・ユーを利用して社協の理解や地域福祉向上のため「社協だより」を発信します。		○					(4) -1 福祉情報の広報 の充実
	141	●より使いやすく、有効な情報発信ツールとなるよう、最新情報の更新に努めると共に、ホームページのリニューアルを含めた検討を進めます。		○					
	142	●希望者へのボランティア情報等のソーシャル・ネットワークワーキング・サービス（SNS）やメール配信サービスについて研究を進めます。		○					
④ ボランティア 情報の収集・ 参加促進	143	●町内福祉施設や病院、商店街、サークル等、さまざまな関係者との情報交流に努め、町内のボランティア情報を収集・統括します。		○					(1) -3 ボランティア活 動の推進と人材 活用
	144	●収集したボランティア情報を活用し、ボランティア活動への幅広い町民の参加を促進します。		○					
	145	●中高年が活躍できるボランティア活動の場を把握し、より広い情報提供に努めます。また中高年が活躍できる場づくりに取り組みます。		○					
	146	●商工会と連携し、企業等へボランティア活動の理解を広げ、具体的な活動へつなげます。		○					
⑤ イベントを通 じた情報の受 発信	147	●福祉を考える集会、ふれあい広場を通じて、地域福祉情報の受発信に努めます。		○					(1) -1 住民意識の向上 と学習支援
⑥ 様々な福祉・ 社協情報の周 知	148	●住民に社協活動への理解を深めていただくため、社協の事業内容が分かりやすく掲載されたパンフレットを作成します。（パンフレットは自治会での各種会議や学習会等に自治会担当職員が伺い、説明しながら配布します。）		○					(4) -1 福祉情報の広報 の充実

11. 社協組織の基盤強化

本活動事業は、松川町社会福祉協議会の組織運営に関するものです。運営に当たっては、業務遂行面、体制面、財源運用面、作業環境面など多方面に目を配る必要があり、目指すべきは、安定した事業推進基盤を持つ組織システムの確立と継続です。

そのため、本活動事業は、つぎの8つの基本事業を備えています。

- ①業務体制の合理化・効率化
- ②財源の確保・使途の明確化
- ③役職員の資質向上
- ④働きやすい労働環境の整備
- ⑤行政や事業者との連携強化
- ⑥地域福祉活動計画の推進
- ⑦苦情解決への取り組み
- ⑧交通事故の防止

これらの基本事業のもとに、具体の計画として21(計画No.149～169)の事業内容を、以下のフレームのとおり定めています。

施策体系・基本事業と関連する現況と課題			
現況(共通)	現況(個別)	課題(共通)	課題(個別)
■社協組織の基盤強化 のための方策を研究し、具体化に向け取り組んでいます。		◆住民、ボランティア、福祉サービス事業者、行政機関等との「協働」による社協組織の基盤強化を図り、事業運営を進めていく必要があります。	
		◆地域福祉の推進役としての期待が高る中、業務体制の合理化・効率化、自主財源の確保を進めていく必要があります。	◆収益の確保に努めていますが、的確な経営判断には蓄積データによる分析が必要です。
		◆役職員の資質向上等を通じ、組織の基盤強化に取り組むことが重要です。	
		◆社会福祉法人として地域貢献が必要です。	
	■会費徴収については毎年多くの問い合わせや苦情が寄せられています。	◆社協職員としての共通認識が必要です。	◆会費の集金作業については、福祉推進委員の方に極力手間をかけないように、納入依頼時の書類や事務処理の方法について検討が必要です。



地域福祉活動計画ワークショップ(住民)



地域福祉活動計画ワークショップ(福祉を考える会)

基本事業	計画NO	施策体系 事業の内容	担当						福祉総合計画の 関連項目
			事	地	へ	デ	介	松	
① 業務体制の合理化・効率化	149	●社協の運営にあたっては、社協自身が主体的で適切な経営判断をする必要があるため、経営に関係する研修会等に役職員が積極的に参加し、情報を収集し役員組織をより強固なものとし、地域により開かれた事業運営を目指します。(理事会を年4回以上開催)	○						(2) -1 社会福祉協議会との連携強化
	150	●地域福祉の推進において社協が担う役割が拡大していく中で、行政や事業者との役割分担や社協内分掌を調整し、適切な事業運営に努めます。	○						
② 財源の確保・使途の明確化 (次項へ続く)	151	●部署ごとに経営データの蓄積と分析を行い、それを基にした経営会議を定期的を開催し、経営課題の把握と改善、事業収入の安定的な確保に取り組みます。	○	○	○	○	○	○	
	152	●自主財源となる会費については、住民主体の事業を行い、安定的な確保につなげます。また地区での説明会等の開催や、会議やイベントの場を通じた周知を行います。	○						
	153	●福祉推進委員に依頼する会費集金作業がスムーズに行えるよう、集金システムや納入依頼時の通知文、事務処理の方法について住民の声を聞き、研究・改善を行います。	○						

施策体系・基本事業と関連する現況と課題			
現況(共通)	現況(個別)	課題(共通)	課題(個別)
(前項と同じ)	<ul style="list-style-type: none"> ■募金の趣旨や目安金額の考え方について誤解が多くあります。 	(前項と同じ)	
	<ul style="list-style-type: none"> ■予算と決算は社協だよりとホームページで報告しています。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ■社協内で研修成果を発表する他、学習会等を開催しています。 		<ul style="list-style-type: none"> ◆住民に理解され、信頼される社協を目指して、地域福祉に係る情報の蓄積や役職員の資質向上に努める必要があります。
	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者や住民に対する接遇時の配慮不足があります。(表情、挨拶、言葉かけ等) 		<ul style="list-style-type: none"> ◆職員の接遇向上が必要です。 ◆お互い気付きをもって確認し合える環境づくりが必要です。
	<ul style="list-style-type: none"> ■職員の資質向上に伴う活動へは、現在も支援する体制をとっています。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ■資格取得は職員の意思に任せています。 		<ul style="list-style-type: none"> ◆資格がないために業務が限定され、部署間の異動ができない場合があります。
	<ul style="list-style-type: none"> ■役職員が社協の理念や社協事業を十分に理解していない部分があります。 		<ul style="list-style-type: none"> ◆部署を越えた職員が相互に情報ネットワーク化を図る必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> ■職員の労働環境の整備に努めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆充実したサービスの提供には、職員が誇りと意欲を持ち、継続して業務を進めることができる労働環境の整備が必要です。 		

施策体系			担当						福祉総合計画の 関連項目
基本事業	計画 NO	事業の内容	事	地	へ	デ	介	松	
(前項の続き)	154	●地域福祉を推進する大切な財源となる共同募金は、住民に直結する事業等に利用することの理解を得るため、地区での説明会の開催、会議やイベント、広報媒体等を通じて積極的にPRし、住民の理解を深めると共に安定的な財源確保に努めます。	○						
	155	●福祉推進委員や関係団体に協力を依頼する共同募金の集金作業をスムーズに行うため、集金システムや募金関連書類等について研究・改善を行います。	○						
	156	●社協の地域貢献への理解を深めてもらうため、運営費の使途の明確化と公表を行います。	○						
③ 役職員の資質 向上	157	●社協職員の専門性が求められる中、社会福祉に関する十分な知識と経験を身につけるため、研修主任を中心に業務内容や経験に応じた研修を企画し、資質向上に努めます。また研修成果を社協全体に広げ、推進できる体制づくりに努めます。	○						
	158	●住民やサービスを利用される方に気持ち良く利用していただけるよう、職員に対して接遇向上の研修を定期的に行い、全職員に徹底します。	○						
	159	●職員の地域活動、自己啓発活動、自主的な研究グループ活動等への参加を支援します。	○						
	160	●専門職としての技術向上のため、また地域福祉の幅広い業務に対応するため、職員の社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員及び大型自動車免許等の資格・免許取得を計画的に推進します。	○						
	161	●役職員が社協内の事業を把握し、また業務上有効な情報を職員間で共有するため、学習会や情報交換会を随時開催します。また福祉懇談会、福祉を考える集会等に積極的に参加します。	○						
④ 働きやすい労働環境の整備	162	●地域住民に充実したサービスが提供できるよう、職員が誇りと意欲を持ち自発的、創造的に業務にあたり、職員の心身の健康管理体勢やキャリアパスを定期的に評価し、必要な整備・改善を行います。	○						

施策体系・基本事業と関連する現況と課題			
現況(共通)	現況(個別)	課題(共通)	課題(個別)
(前項と同じ)	■他機関との連携については、現在、派遣要請のあった会議への職員の積極的派遣という対応を取っています。	(前項と同じ)	
	■他の社会福祉法人と協働での学習会は開催していませんが、福祉を考える会で地域情報を収集・提供しています。		
	■個人情報には十分配慮しています。		
	■地域福祉活動計画については、行政と連携し、地域住民、福祉活動を行っている方、サービス事業者、社協役職員等の意見を取り入れながら、策定作業を行っています。	◆福祉を取り巻く枠組みや制度が変化する中、社協が関係機関や住民と協働で、担うべき役割を地域福祉活動計画として取りまとめ、適切に見直しながら業務を進めていく必要があります。	
	■計画実現に向け、地域福祉活動計画評価・推進会議を年1回開催しています。		
	■事業所に対して、直接苦情は言いにくいいため、正確な苦情把握と対応が十分とは言えない状況にあります。		◆事業所外の第三者による苦情解決等に関する取り組みの充実が必要です。 ◆日頃から苦情要望の伝えられる関係づくりが必要です。
■住民にとって運転マナーの手本となるよう心がけています。	◆交通事故防止と安全管理の徹底が必要です。	◆物損交通事故が多く、大きな事故に直結する可能性があります。 ◆事業所外の第三者による評価、指導による改善が重要です。	

施策体系			担当						福祉総合計画の 関連項目	
基本事業	計画 NO	事業の内容	事	地	へ	デ	介	松		
⑤ 行政や事業者 との連携強化	163	●地域福祉事業の充実や介護サービス活性化のため、関連する会議やイベントに参加し、行政や事業者との積極的な情報交換を行います。	○							(2) -1 社会福祉協議会 との連携強化
	164	●社会福祉法人と協力した学習会等を通じて、障がいを持つ方の社会参加の場をはじめとする地域情報について収集・提供します。		○						(3) -4 障がい者福祉 サービスの充実
	165	●組織間の連携に際しては、個人情報の取り扱いに十分配慮して進めます。	○	○	○	○	○	○	○	
⑥ 地域福祉活動 計画の推進	166	●住民や福祉関係者等と協力して行う取り組みをまとめた地域福祉活動計画を定期的に見直します（4年ごとに見直します。ただし、期間の途中であっても社会情勢の変化や計画の進捗状況、行政が策定する福祉総合計画の改定等に応じて必要な見直しを行います）。		○						
	167	●地域福祉活動計画の実現に向けて、計画の進捗状況を定期的に把握する会議（地域福祉活動計画評価・推進会議）を年1回開催し、各組織が取り組む事業の効果や効率を評価し、適切な対応を協議することで、改善を図ります。		○						
⑦ 苦情解決への 取り組み	168	●苦情解決とサービス質向上を図るため、苦情・要望について職員間で共有し、改善に努めると共に、事業所外の第三者委員会の機能充実に努めます。	○							
⑧ 交通事故の防 止	169	●第三者からの情報提供により、交通安全管理者が主体となり、事故防止目標の作成、朝礼時のワンポイントアドバイス等、徹底した指導による事故防止に努めます。	○							

12. 社協施設にふさわしい施設環境とことばの環境

本活動事業は、人々の集う社会福祉協議会施設の運用管理に関するものです。運用管理に当たっては、空間的な環境面と施設内で用いる言葉の環境面の双方からあるべき姿を捉えておく必要があり、目指すべきは、利用者にとって集いやすく、気持ちのよい環境です。

そのため、本活動事業は、つぎの2つの基本事業を備えています。

施策体系・基本事業と関連する現況と課題			
現況(共通)	現況(個別)	課題(共通)	課題(個別)
	■ 雰囲気づくりの取り組みは社協として統一して行っていません。		◆ 住民が気軽に立ち寄れる社協の雰囲気づくり、環境づくりへの配慮が必要です。
	■ 日常業務の中で用いる言葉に関して、利用者の立場に立った配慮が欠けていることがあります。		◆ 普段用いる業務上・活動上の言葉や表記にも、当事者の立場に立った配慮が必要です。

①施設環境

②社協施設で使用する言葉の表記

これらの基本事業のもとに、具体の計画として2つ（計画 No.170、No.171）の事業内容を、以下のフレームのとおり定めています。

施策体系			担当						福祉総合計画の 関連項目
基本事業	計画 NO	事業の内容	事	地	へ	デ	介	松	
① 施設環境	170	●住民が気軽に立ち寄れる社協の雰囲気作りを進めると共に、交流機能を持たせた施設環境の改善について研究を進めます。	○						(4) -6 地域福祉の拠点 整備
② 社協施設で使用する言葉の表記	171	●業務上・活動上用いる言葉や表記は、当事者の立場に立ち適切に使用します。	○	○	○	○	○	○	

資料編

基礎データ

策定体制

策定経過

用語解説

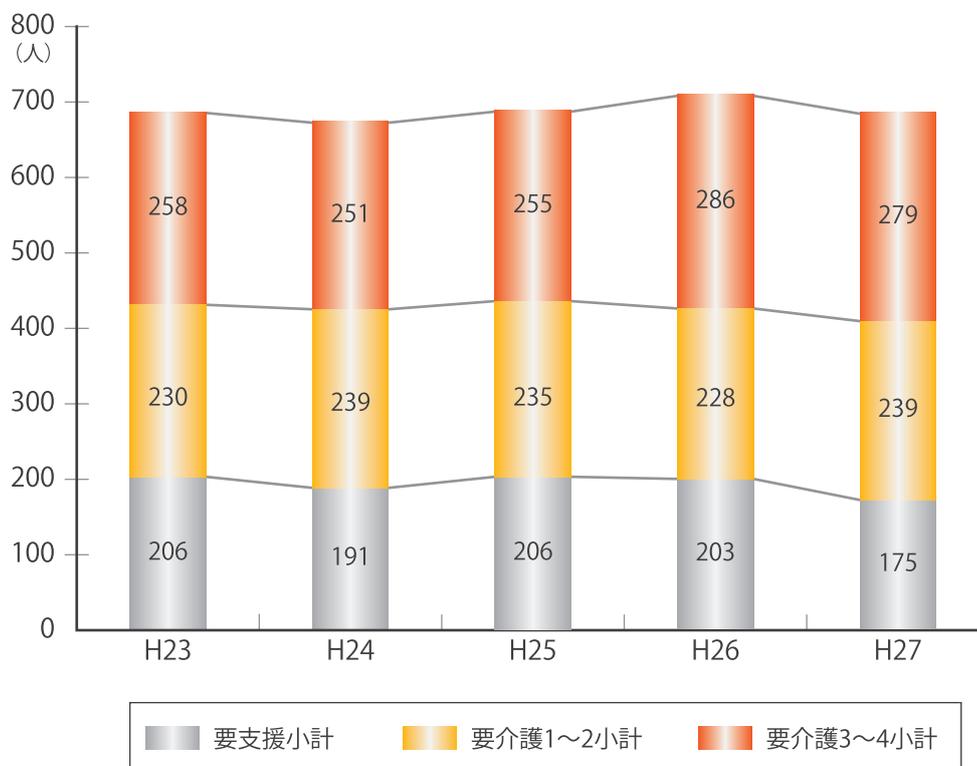
基礎データ

1. 要支援・要介護者数の推移

(単位：人)

年度（年度末）	H23	H24	H25	H26	H27
要支援 1	92	96	94	77	66
要支援 2	114	95	112	126	109
要支援小計	206	191	206	203	175
要介護 1	123	128	127	119	118
要介護 2	107	111	108	109	121
要介護 1～2 小計	230	239	235	228	239
要介護 3	92	80	84	100	95
要介護 4	82	91	94	94	89
要介護 5	84	80	77	92	95
要介護 3～5 小計	258	251	255	286	279
要支援・要介護合計	694	681	696	717	693

H27 は平成 28 年 1 月 20 日現在

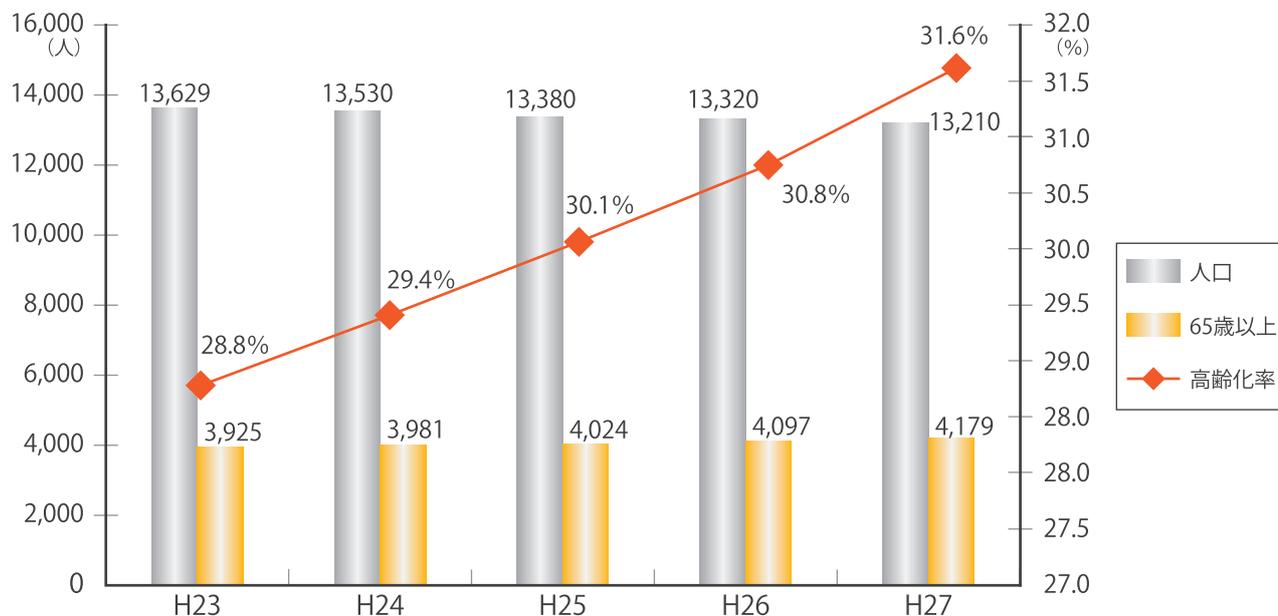


2. 高齢化率の推移

(単位：人、%)

10月1日現在の人口に対する65歳以上の占める割合(長野県毎月人口異動調査)

年度	H23	H24	H25	H26	H27
人口	13,629	13,530	13,380	13,320	13,216
65歳以上	3,925	3,981	4,024	4,097	4,179
高齢化率	28.8%	29.4%	30.1%	30.8%	31.6%

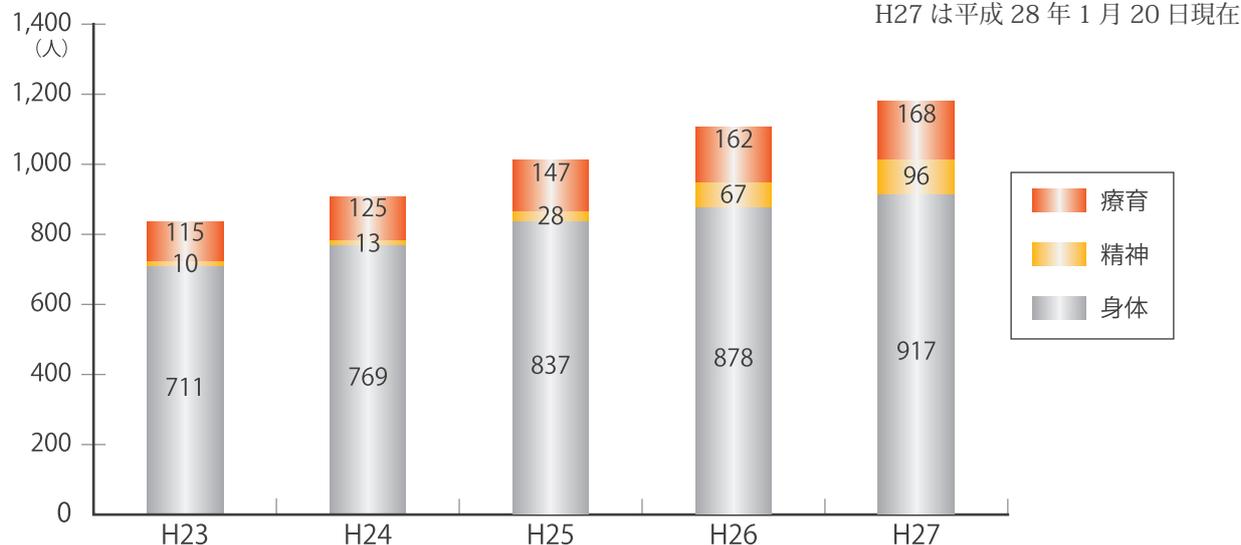


3. 障がい者等の推移(身体障がい者、精神障がい者、療育手帳交付者の状況)

(単位：人)

年度末現在の障がい者数

年度	H23	H24	H25	H26	H27
身体	711	769	837	878	917
精神	10	13	28	67	96
療育	115	125	147	162	168
障がい者等合計	836	907	1,012	1,107	1,181



策定体制

プロジェクトチーム

- (1) 役割 計画策定全般に亘る具体的な企画・運営をするとともに、作業委員会や策定委員会を専門分野からサポートする。また、地域の福祉課題の把握、整理を行い、具体的な取り組み内容を検討する。
計画完成後は、年度ごとに計画の実施状況についての把握、評価を行う。
- (2) 委員構成 ○事務局長、地域ボランティアセンター所長、研修主任、主任、福祉活動専門員
○松川町の福祉総合計画策定のプロジェクトメンバー

氏名	所属部署	役職
山田 俊文	事務局	事務局長
友枝 洋子	事務局	係長
金子 八恵子	ヘルパーステーション	主任
丸山 栄子	ひまわり荘	主任
中島 悦子	社協介護支援センター	研修主任
鎌倉 ゆみ	地域ボランティアセンター	所長
鈴木 勇哉	地域ボランティアセンター	福祉活動専門員
羽田野 悠士	松川荘	研修主任
高坂 奈津子	松川荘	主任
米山 兼敏	役場保健福祉課	高齢者係長
米山 敏	役場保健福祉課	福祉係長

策定委員会

- (1) 役割 プロジェクトチーム及び作業委員会を経て作成された計画案をもとに、「松川町地域福祉活動計画」の決定を行います。
- (2) 委員構成 ○作業委員会代表
○社協理事・監事

職名	氏名	役職
会長	大場 克士	学識経験者
副会長	唐澤 邦博	民生児童委員会会長
	熊谷 宗明	議会総務社会委員長
	吉澤 澄久	副町長
理事	有賀 直	高齢者クラブ
	大澤 孝史	保健福祉課長
	加藤 博	身障協会会長
	北原 紀子	福祉を考える会会長
	関 克義	議会議長
	原 節子	ボランティア連絡会会長
	水野 一昭	学識経験者
	湯澤 徳晴	教育委員長（学識経験者）
	米山 由子	婦人会会長
監事	岡村 義文	学識経験者
	佐々木 光男	学識経験者

作業委員会

(1) 役割 プロジェクトチームで検討された事項について、計画の実践を踏まえての意見を計画及び計画実施段階に反映させる。具体的には、地域福祉を推進するための取り組みに沿って、実施段階の課題解決策や連携する体制について検討等を行う。

(2) 委員構成 ○福祉を考える会運営委員（会長：北原紀子 副会長：大沢英一 副会長：原 節子）

団体No	団体名	No	運営委員氏名
1	明るい会	1	飯 島 光
2	あじさいの会	2	米 山 由 子
3	アンサンブル松川	3	鈴 木 詩 織
4	あんだんて	4	北 原 和 子
5	いとし児会	5	小 川 陽 子
6	おもちゃ図書館	6	上 沼 雪 江
7	介護センターななすぎ	7	唐 沢 光 子
8	家族会	8	北 原 サ ダ 子
9	グループホームいきいき	9	下 平 照 代
10	ケアテック	10	尾 曾 元 広
11	傾聴ボランティアたんぼの会	11	伊 藤 政 子
12	公民館	12	伊 藤 卓 哉
		13	吉 川 佳 弘
		14	小 林 鉄 也
		15	細 田 勲
		16	知 久 伸 也
13	個人	17	松 下 拓
14	コスモス松川	18	滝 一 恵
		19	熊 谷 真 一
		20	石 田 雅 也
		21	田 中 み き 子
		22	下 岡 孝 子
15	こでまりの会	23	伊 藤 俊 彦
		24	佐 々 木 裕 子
		25	宮 下 讓
16	さざなみ会	26	林 浩 子
17	JA 女性部松川	27	米 山 久 則
18	下伊那赤十字病院	28	中 平 麗 子
19	社会福祉協議会	29	米 山 優 佑
		30	前 沢 麻 美
		31	橋 爪 加 奈 美
		32	鎌 倉 ゆ み
		33	宮 下 風 香
		34	鈴 木 勇 哉
20	自遊会	35	加 藤 恵 梨 奈
		36	松 下 武 史
21	手話の会あゆみ	37	矢 沢 節 子
22	消費者の会	38	小 沼 洋 子
		39	中 島 保 美

団体No	団体名	No	運営委員氏名
23	親愛の里	40	大 沢 貴 史
24	身体障害者福祉協会	41	加 藤 博
		42	倉 田 為 夫
25	スイートボイス	43	森 永 悦 子
26	赤十字奉仕団	44	下 平 ふ み
		45	矢 澤 節 子
27	送迎ボランティア	46	奥 村 周 次
28	手をつなぐ育成会	47	大 沢 英 一
29	名子ハーモニカバンド	48	岩 崎 甫
30	2.3gの会	49	北 沢 五 郎
31	ノントンの会	50	田 中 ふ じ え
32	ハーモニーコンサート実行委員会	51	加 賀 田 睦 美
33	はこべの会	52	佐 々 木 孝 子
34	花てまりクラブ	53	市 原 す み 子
35	ひまわりの会	54	山 路 和 美
36	婦人会	55	松 井 悦 子
37	保育園保護者会連合会	56	伊 藤 和 久
38	ぽっかぽかの会	57	林 あ け み
39	ボランティアきっかけ講座	58	龍 口 友 子
40	ボランティア連絡会	59	原 節 子
		60	佐 々 木 孝 子
		61	竹 内 恵 美 子
41	松川北小学校	62	小 畑 智 夫
42	松川高等学校	63	菅 沼 節 子
		64	和 田 佳 菜 子
43	松川こども福祉教室あいむ	65	宮 下 明
44	松川中央小学校	66	佐 々 木 富 子
45	松川中学校(ボランティア委員会)	67	板 倉 理 恵
46	ミニミニたんぼの会	68	小 木 曾 ヒ デ 子
47	民生児童委員会	69	小 平 純 久
48	役場	70	米 山 敏
		71	宮 澤 智 遥
		72	三 宅 純 子
		73	斎 藤 弘 子
		74	北 沢 百 合 子
49	ゆきわり草	75	大 多 和 和 子
		76	何 原 弓 絃
50	レンゲツツジの会	77	水 野 一 昭
		78	北 原 紀 子

策定経過

月	内 容
平成 27 年 5 月	●福祉を考える会運営委員会（18 日） 内容：計画についての説明し、策定における作業委員会への協力を依頼し、 了解を得る
6 月	●プロジェクト会議①（26 日） 内容：策定方法やスケジュールについて
7 月	●プロジェクト会議②（23 日） 内容：福祉懇談会について
	●福祉懇談会（24 日上片桐地区／27 日大島地区／28 日生田地区）
8 月	●作業委員会（福祉を考える会）（6 日） 内容：地域福祉活動計画検討ワークショップ
	●策定委員会①（理事会）（7 日） 内容：計画の概要と途中経過について説明
12 月	●プロジェクト会議③（14 日） 内容：計画策定の経過と成果について／計画案について検討
	●策定委員会②（理事会）（21 日） 内容：計画案について説明、検討
平成 28 年 1 月	●パブリックコメント（15 日～29 日）
2 月	●策定委員会③（理事会）（4 日） 内容：計画の決定
	●福祉を考える集会（20 日） 内容：計画の公表

あ

●NPO

Non Profit Organization の略で、民間非営利組織と呼ばれています。株式会社や営利企業とは違い、収入から費用を差し引いた利益を関係者に分配せず、次の活動の費用にします。1995年に起きた阪神大震災で、NPOの活動が社会の注目を集め、これをきっかけとして1998年12月1日に特定非営利活動促進法(NPO法)が施行されました。NPOの活動は、保健福祉の増進、社会教育の推進、まちづくり、文化・芸術・スポーツの振興、環境保全、人権擁護、国際協力などの多方面にあり、日本社会のいたるところにみられます。

か

●会費

住民一人ひとりの皆様に、会員として地域福祉の推進を目的とする社会福祉協議会活動へ関心を深めていただき、ボランティア活動やさまざまな地域の福祉活動を支えていただくとともに、会費を納めていただくことで地域福祉の推進を目的とする事業に財源面からご参加いただくという趣旨で、ご協力をお願いしています。会費は、町・県からの補助金や委託金、住民の皆様からのご寄付や共同募金等と同様に社会福祉協議会の重要な活動の財源となり、社会福祉協議会活動を通じて、町内の地域福祉推進のために使わせていただいています。

●カンファレンス

カンファレンス (conference) 会議、協議会。

●共同募金

赤い羽根の共同募金は、戦争後間もない1947年(昭和22年)に、戦災孤児や、家を焼かれた人々を助けるために始まりました。現在、募金で集まったお金は、社会福祉事業や、大規模災害等に対応する準備金として使われており、松川町社会福祉協議会では、配分金でさまざまな地域福祉事業を実施しています。(共同募金期間:毎年10月1日から12月31日まで)

●コミュニティソーシャルワーカー

コミュニティソーシャルワークとは、イギリスにおいて提案されたコミュニティに焦点をあてた社会福祉活動・業務の進め方で、地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりすることをめざすものです。コミュニティソーシャルワーカーとは、このコミュニティソーシャルワークを行う者のことです。

さ

●災害ボランティアセンター

災害ボランティアセンターとは、被災地域に臨時に開設される災害ボランティアの活動拠点です。被災地の住民のボランティアニーズを的確に把握し、ボランティアの派遣の調整を行うことが主な役割となります。設置・運営は主に以下のようなかたちで行なわれています。

1. 行政や公的機関が設置し運営する (公設公営)
2. 災害ボランティアやNGOが設置し運営する (民設民営)
3. 行政や公的機関が設置し、災害ボランティアやNGOが運営する (公設民営)

●セーフティーネット

セーフティーネット (safety net) は、「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのことをいいます。すなわち社会保障の一種です。

●生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネーター機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者を生活支援コーディネーターとする。

な

●ニーズ

ニーズ (needs) は、欲求、要求、需要。

●ノーマライゼーション

1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方であり、それに向けた運動や施策なども含まれます。

は

●パブリックコメント

パブリックコメント (Public Comment、意見公募手続、意見提出制度) とは、公的な機関が規則あるいは命令等の類のものを制定しようとするときに、広く公に (=パブリック) に、意見・情報・改善案等 (=コメント) を求める手続をいいます。公的な機関が規則等を定める前に、その影響が及ぶ対象者等の意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すものです。通称パブコメ。

●福祉推進委員

福祉推進委員は、自治会の福祉推進の中心的な役割を担っていただくために各自治会に設置をお願いしています。自治会長の推薦を経て、社会福祉協議会長が委嘱します。任期は2年間です。ふれあい・いきいきサロンへの参加・支援、自治会での福祉学習会の開催、地域の身近な情報提供、共同募金や社協会費納入についての協力、社協報の配布等に協力いただいています。

●ふれあい・いきいきサロン

ふれあい・いきいきサロンとは、小地域を拠点に住民が主体となってボランティアと協働し、楽しいひと時と仲間作りを進める活動です。ふれあい・いきいきサロンは、ひとり暮らしであったり、家族がいても昼間ひとりきりで、会話をする相手もなく閉じこもりがちに暮らしている高齢者等が、気軽に出かけて仲間づくりをしたり、いっしょに食事をすることにより、地域でいきいきと元気に暮らせることをめざしています。(寝たきりや認知症の予防にもつながります)

また、高齢者だけでなく、地域の障がい者や子育て中の親等、閉じこもり孤立しがちな人たちが気軽に集まり、仲間作りができるようになることをめざしています。

●ボランティアコーディネーター

ボランティアコーディネーター (volunteer coordinator) とは、ボランティア活動を行いたい人とボランティアの応援を受けたい人・組織等を対等につなぐ (coordinate の原義) 専門職 (コーディネーター) 又はその立場をいう。

ま

●民生児童委員

民生委員は民生委員法によって設置が定められ、児童委員・主任児童委員は児童福祉法によって民生委員が児童委員を兼ねることとなっています。常に、地域の実情を把握し、相談や生活支援などの活動に取り組んでいます。住民がそれぞれの能力に応じて自立した生活が営めるように、行政機関等と協力し、住民福祉の窓口となります。厚生労働大臣から委嘱され、任期は3年間です。

わ

●ワークショップ

もともとは「仕事場」「工房」「作業場」等、共同で何かを作る場所を意味していました。しかし最近では問題解決やトレーニングの手法、学びと創造の手法としてこの言葉が使われる事が多く、あらゆる分野で「ワークショップ」が行われています。

「ワークショップ」は一方通行的な知識や技術の伝達でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイルとして定義されています。ファシリテーターと呼ばれる司会進行役の人が、参加者が自発的に作業をする環境を整え、参加者全員が体験するものとして運営されます。

近年は企業研修や住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法としてよく用いられています。

序
論

活動
計畫

策
定
資
料



発行・編集

社会福祉法人 松川町社会福祉協議会

〒399-3303 長野県下伊那郡松川町元大島 2930-12

電話 (0265) 36-3778 FAX (0265) 34-1062